



福岡医発第 2412 号 (地)
令和 4 年 11 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

今般、令和 4 年 11 月 15 日付け厚生労働省告示第 332 号及び第 333 号をもって薬価基準の一部、揭示事項等告示及び特掲診療料告示が改正され、同年 11 月 16 日から適用されたことを受け、同日付け厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示された旨、別添のとおり日本医師会より通知がありました。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 1 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されております。

記

1. 新医薬品の薬価収載について

- (1) 令和 4 年 11 月 9 日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬 9 品目、注射薬 10 品目及び外用薬 1 品目）、及び既収載品と同一成分の新規格医薬品（内用薬 2 品目、注射薬 10 品目及び外用薬 1 品目）等が、薬価基準の別表に第 10 部追補（6）として収載された。

- | | | |
|---|--|---|
| ➤ | 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 332 号
添付資料 2 中の記 1（1）（2）、薬価基準告示（参考 1） |) |
| ➤ | 品目の概要：添付資料 3 | |

- (2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・リンヴォック錠 45mg
- ・コセルゴカプセル 10mg 及び同カプセル 25mg
- ・アムヴトラ皮下注 25mg シリンジ
- ・オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5mg
- ・カブリビ注射用 10mg
- ・ナノゾラ皮下注 30mg シリンジ
- ・メンクアッドフィ筋注

- ・ベリナート皮下注用 2000
 - ・マヴィレット配合顆粒小児用
 - ・アジョビ皮下注 225mg オートインジェクター
 - ・ヌーカラ皮下注 100mg ペン、同皮下注 100mg シリンジ及び小児用ヌーカラ皮下注 40mg シリンジ
 - ・メトジェクト皮下注 7.5mg シリンジ 0.15mL、同皮下注 10mg シリンジ 0.20mL、同皮下注 12.5mg シリンジ 0.25mL 及び同皮下注 15mg シリンジ 0.30mL
- 〔 ➤ 関連通知等：添付資料 2 中の記 4 〕

2. 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 医療上の需要がなくなる等の理由により製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 244 品目、注射薬 89 品目、外用薬 38 品目）について、掲示事項等告示の別表第 2 に記載し、掲示事項等告示の別表第 3 に記載されている医薬品は掲示事項等告示の別表第 4 に記載され、経過措置品目（使用期限：令和 5 年 3 月 31 日限り）とされた。

- 〔 ➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 333 号
添付資料 2 中の記 2（1）、（参考 3）、（参考 4） 〕

- (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品（注射薬 4 品目）が薬価基準の別表に第 10 部追補（6）として記載されるとともに、旧名称の医薬品は掲示事項等告示の別表第 2 に第 8 部追補（5）に記載され、経過措置品目（使用期限：令和 5 年 3 月 31 日限り）とされた。

また、関連して「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 4 年 3 月 4 日付保医発 0304 第 7 号）についても改正された。

- 〔 ➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 333 号
添付資料 2 中の記 2（2）、記 5（4）、別添 1、（参考 3） 〕

3. 新医薬品に係る投薬期間制限の例外的な取扱いについて

新医薬品については、薬価基準収載の翌月の初日から 1 年間は、原則、1 回 14 日分を限度として投与することとされているが、令和 4 年 11 月 9 日に開催された中医協において、以下の 5 品目（内用薬 4 品目、外用薬 1 品目）については当該制限の例外として取扱うこととされた。

- 〔 ➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 333 号
添付資料 2 中の記 2（6）
添付資料 4 〕

4. 保険医が投与することができる注射薬の追加について

令和4年11月9日に開催された中医協において、アバロパラチド酢酸塩製剤（販売名：オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5mg）、カプラシズマブ製剤（販売名：カブリビ注射用 10mg）、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤（販売名：ベリナート皮下注用 2000）、フレマネズマブ製剤（販売名：アジョビ皮下注 225mg オートインジェクター）及びメトトレキサート製剤（メトジェクト皮下注 7.5mg シリンジ 0.15mL、同皮下注 10mg シリンジ 0.20mL、同皮下注 12.5mg シリンジ 0.25mL、同皮下注 15mg シリンジ 0.30mL）を保険医が投与することができる注射薬の対象薬剤に追加することが了承されたことに伴い、掲示事項等告示、特掲診療料告示及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部が改正された。

➤ 関連通知等：添付資料1中の厚生労働省告示第332号、第333号添付資料2の記2（5）、3、4、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の新旧対照表

※その他の改正については添付資料2をご参照ください。

（添付資料）

1. 官報（令和4年11月15日 号外第243号 抜粋）
 - ・厚生労働省告示第332号
 - ・厚生労働省告示第333号
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和4年11月15日付け 保医発1115第9号 厚生労働省保険局医療課長）
3. 新医薬品一覧表等（令和4年11月9日 中医協総会資料（総-3-1）抜粋）
4. 令和4年11月薬価収載予定の新薬のうち14日ルールの例外的な取扱いをすることについて（案）
（令和4年11月9日 中医協総会資料（総-3-2））

日医発第 1655 号（保険）
令和 4 年 11 月 22 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 4 年 11 月 15 日付け厚生労働省告示第 332 号及び第 333 号をもって薬価基準の一部、掲示事項等告示及び特掲診療料告示が改正され、同年 11 月 16 日から適用されました。これを受け、令和 4 年 11 月 15 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 1 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 新医薬品の薬価収載について

- (1) 令和 4 年 11 月 9 日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬 9 品目、注射薬 10 品目及び外用薬 1 品目）及び既収載品と同一成分の新規格医薬品（内用薬 2 品目、注射薬 10 品目及び外用薬 1 品目）等が、薬価基準の別表に第 10 部追補(6)として収載された。

- | | | |
|---|--|---|
| [| <p>➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 332 号
添付資料 2 中の記 1(1)(2)、薬価基準告示（参考 1）</p> <p>➤ 品目の概要：添付資料 3</p> |] |
|---|--|---|

(2)(1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・ リンヴォック錠 45mg
- ・ コセルゴカプセル 10mg 及び同カプセル 25mg
- ・ アムヴトラ皮下注 25mg シリンジ
- ・ オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5mg
- ・ カブリビ注射用 10mg
- ・ ナノゾラ皮下注 30mg シリンジ
- ・ メンクアッドフィ筋注
- ・ ベリナート皮下注用 2000
- ・ マヴィレット配合顆粒小児用
- ・ アジョビ皮下注 225mg オートインジェクター
- ・ ヌーカラ皮下注 100mg ペン、同皮下注 100mg シリンジ及び小児用
ヌーカラ皮下注 40mg シリンジ
- ・ メトジェクト皮下注 7.5mg シリンジ 0.15mL、同皮下注 10mg シリ
ンジ 0.20mL、同皮下注 12.5mg シリンジ 0.25mL 及び同皮下注
15mg シリンジ 0.30mL

〔 ➤ 関連通知等：添付資料 2 中の記 4 〕

2 . 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 医療上の需要がなくなる等の理由により製薬企業から削除依頼があった医薬品 (内用薬 244 品目、注射薬 89 品目、外用薬 38 品目) について、掲示事項等告示の別表第 2 に収載し、掲示事項等告示の別表第 3 に収載されている医薬品は掲示事項等告示の別表第 4 に収載され、経過措置品目 (使用期限：令和 5 年 3 月 31 日限り) とされた。

〔 ➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 333 号
添付資料 2 中の記 2(1)、(参考 3) (参考 4) 〕

(2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品 (注射薬 4 品目) が薬価基準の別表に第 10 部追補(6)として収載されるとともに、旧名称の医薬品は掲示事項等告示の別表第 2 に第 8 部追補(5)に収載され、経過措置品目 (使用期限：令和 5 年 3 月 31 日限り) とされた。

また、関連して「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」(令和 4 年 3 月 4 日付保医発 0304 第 7 号) についても改正された。

➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 333 号
添付資料 2 中の記 2(2)、記 5(4)、別添 1、(参考 3)

3. 新医薬品に係る投薬期間制限の例外的な取扱いについて

新医薬品については、薬価基準収載の翌月の初日から 1 年間は、原則、1 回 14 日分を限度として投与することとされているが、令和 4 年 11 月 9 日に開催された中医協において、以下の 5 品目（内用薬 4 品目、外用薬 1 品目）については当該制限の例外として取扱うこととされた。

- ・コセルゴカプセル 10mg、コセルゴカプセル 25mg(1 回の投薬量が 28 日分以内である場合に限る)
- ・リバゼブ配合錠 LD、リバゼブ配合錠 HD
- ・グラアルファ配合点眼液

➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 333 号
添付資料 2 中の記 2(6)
添付資料 4

4. 保険医が投与することができる注射薬の追加について

令和 4 年 11 月 9 日に開催された中医協において、アバロパラチド酢酸塩製剤（販売名：オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5mg）、カブラシズマブ製剤（販売名：カブリビ注射用 10mg）、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤（販売名：ベリナート皮下注用 2000）、フレマネズマブ製剤（販売名：アジョビ皮下注 225mg オートインジェクター）及びメトトレキサート製剤（メトジェクト皮下注 7.5mg シリンジ 0.15mL、同皮下注 10mg シリンジ 0.20mL、同皮下注 12.5mg シリンジ 0.25mL、同皮下注 15mg シリンジ 0.30mL）を保険医が投与することができる注射薬の対象薬剤に追加することが了承されたことに伴い、掲示事項等告示、特掲診療料告示及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部が改正された。

➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 332 号、第 333 号
添付資料 2 中の記 2(5)、3、4、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）の新旧対照表

その他の改正については添付資料 2 をご参照ください。

(添付資料)

- 1 . 官報 (令和 4 年 11 月 15 日 号外第 243 号 抜粋)
 - ・ 厚生労働省告示第 332 号
 - ・ 厚生労働省告示第 333 号
- 2 . 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正等について
(令和 4 年 11 月 15 日付け 保医発 1115 第 9 号 厚生労働省保険局医療課長)
- 3 . 新医薬品一覧表 (令和 4 年 11 月 9 日 中医協総会資料 (総 - 3 - 1) 抜粋)
- 4 . 令和 4 年 11 月薬価収載予定の新薬のうち 14 日ルールの例外的な取扱いを
することについて (案)
(令和 4 年 11 月 9 日 中医協総会資料 (総 - 3 - 2))

横たわる長髪の裸婦	同右	同右	同右
リボンをつけた横たわる少女	同右	同右	同右
脚を上げ仰向けに寝る裸婦	同右	同右	同右
上腕で顔の一部を隠し横たわる裸婦《花嫁》のための習作	同右	同右	同右
左を向く裸婦の半身像	同右	同右	同右
自画像（胸像）	同右	同右	同右
しゃがむ二人の女	同右	同右	同右

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。

○厚生労働省告示第三百三十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十一月十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前	
別表 第1部～第9部（略）	第10部	追 補	(6)	別表 第1部～第9部（略） (新設)	
品 名			薬 規 格 単 位	薬 価 円	
(あ)					
アラグリオ内用剤1.5g			1.5g 1瓶	75,985.90	
(え)					
エザルミア錠50mg			50mg 1錠	6,267.70	
エザルミア錠100mg			100mg 1錠	12,017.00	
(こ)					
コセルゴカゾセル10mg			10mg 1カゾセル	12,622.80	
コセルゴカゾセル25mg			25mg 1カゾセル	30,257.80	
(そ)					
ソーテイク錠6mg			6mg 1錠	2,770.90	
(ふ)					
フインテフラ内用液2.2mg/mL			0.22% 1mL	1,407.60	
(ま)					
マザイレット配合顆粒小児用			1包	20,313.90	

注 射 薬				薬 価
品 名	規 格	単 位	円	
(リ)				
リバゼナ配合錠HD		1錠	116.00	
リバゼナ配合錠LD		1錠	87.80	
リンゾオック錠45mg		45mg 1錠	9,677.60	
(ア)				
アジヨビ皮下注225mgオートインジェクター	225mg1.5mL 1 キット		41,167	
アムヴトラ皮下注25mgシリンジ	25mg0.5mL 1 筒		7,810,923	
(オ)				
オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mg	1.5mg0.75mL 1 筒		16,128	
(カ)				
カゾリビ注射用10mg	10mg 1 瓶 (溶解液付)		515,532	
(ケ)				
献血アルブミン5%静注12.5g/250mL「タケダ」	5%250mL 1 瓶		3,906	
献血アルブミン20%静注 4g/20mL「タケダ」	20%20mL 1 瓶		1,842	
献血アルブミン20%静注10g/50mL「タケダ」	20%50mL 1 瓶		3,898	
献血アルブミン25%静注12.5g/50mL「タケダ」	25%50mL 1 瓶		4,193	
(コ)				
コセンテイクス皮下注300mgペン	300mg 2 mL 1 キット		138,249	
(シ)				
小児用ヌーカラ皮下注40mgシリンジ	40mg0.4mL 1 筒		68,964	
ジーラスタ皮下注3.6mgボデアイーボット	3.6mg0.36mL 1 キット		114,185	
(ス)				
スキリージ点滴静注600mg	600mg10mL 1 瓶		192,321	
スキリージ皮下注360mgオートドサー	360mg2.4mL 1 キット		508,169	
スベビゴ点滴静注450mg	450mg7.5mL 1 瓶		963,821	
(セ)				
テゼスバイア皮下注210mgシリンジ	210mg1.91mL 1 筒		176,253	
(タ)				
ナノゾラ皮下注30mgシリンジ	30mg0.375mL 1 筒		112,476	
(ヘ)				
ペバシズマフB S点滴静注100mg 「CTNK」	100mg 4 mL 1 瓶		14,286	
ペバシズマフB S点滴静注400mg 「CTNK」	400mg16mL 1 瓶		54,403	
ペリナート皮下注用2000	2,000国際単位 1 瓶 (溶解液付)		214,788	
(ホ)				
メトジェクト皮下注7.5mgシリンジ0.15mL	7.5mg0.15mL 1 筒		1,797	
メトジェクト皮下注10mgシリンジ0.20mL	10mg0.2mL 1 筒		2,189	
メトジェクト皮下注12.5mgシリンジ0.25mL	12.5mg0.25mL 1 筒		2,551	
メトジェクト皮下注15mgシリンジ0.30mL	15mg0.3mL 1 筒		2,890	
メソクアットフイ筋注	0.5mL 1 瓶		20,194	

外 用 薬			薬 価
品 名	規 格	単 位	円
(＜)			
グラアルファ配合点眼液			
(＞)		1 mL	515.00
(＜)			
ジクアスLX点眼液 3%		3% 5 mL 1 瓶	1,060.00

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇 ^け 注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) エレヌマブ製剤 アバロバラチド酢酸塩製剤 カブラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1ーインアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤	別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇 ^け 注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) エレヌマブ製剤 (新設)

附 則

この告示は、令和四年十一月十六日から適用する。

○厚生労働省告示第三百三十三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第十九条第一項本文、第二十条第三号へ及びト、第二十一条第三号へ並びに第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次の表のように改正し、令和四年十一月十六日から適用する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第十 厚生労働大臣が定める注射薬等 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、性腺刺激ホルモン誘導体、ソ	第十 厚生労働大臣が定める注射薬等 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、性腺刺激ホルモン誘導体、ソ

外 用 薬			薬 価
品 名	規 格	単 位	円
(＜)			
グラアルファ配合点眼液			
(＞)		1 mL	515.00
(＜)			
ジクアスLX点眼液 3%		3% 5 mL 1 瓶	1,060.00

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇 ^け 注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) エレヌマブ製剤 アバロバラチド酢酸塩製剤 カブラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1ーインアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤	
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇 ^け 注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) エレヌマブ製剤 (新設)	

附 則

この告示は、令和四年十一月十六日から適用する。

○厚生労働省告示第三百三十三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第十九条第一項本文、第二十条第三号へ及びト、第二十一条第三号へ並びに第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次の表のように改正し、令和四年十一月十六日から適用する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第十 厚生労働大臣が定める注射薬等 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体 ^注 、回復性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソ	
第十 厚生労働大臣が定める注射薬等 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体 ^注 、回復性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソ	

マトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行ってゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合には限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合には限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合には限る。）、プロスタグランジン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合には限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコプラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合には限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルサルファアゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファアゼ アルファ製剤、ガルスルファアゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカナズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C₁-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）及びメトトレキサート製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

- (一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬
- イ・ロ (略)

マトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行ってゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合には限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合には限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合には限る。）、プロスタグランジン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合には限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコプラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合には限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルサルファアゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファアゼ アルファ製剤、ガルスルファアゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカナズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤及びエレヌマブ製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

- (一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬
- イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エブリスデイドライシロップ六〇mg、シアリス錠五mg、シアリス錠一〇mg、シアリス錠二〇mg、バイアグラ錠二五mg、バイアグラ錠五〇mg、バイアグラODフィルム二五mg、バイアグラODフィルム五〇mg、ガニレスト皮下注〇・二五mgシリンジ、セトロタイド注射用〇・二五mg、ウトログスタン腔用カプセル二〇〇mg、ルティナス腔錠一〇〇mg、ルテウム腔用坐剤四〇〇mg、ワンクリノン腔用ゲル九〇mg、ボカプリア錠三〇mg、コセルゴカプセル一〇mg（二回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、コセルゴカプセル二五mg（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠L、リバゼブ配合錠HD及びグラアルファ配合点眼液

Ⅰ・Ⅲ（略）

別表第2

第1部～第7部（略）

第8部		追	補	(5)
内		用		
薬		規		
品		格	単	位
(あ)				
アイヌフラット懸濁用配合顆粒			1g	
㊦	アイスクロビル顆粒40% [MEEK]	40% 1g		
㊦	アイスクロビルシロップ8% [MEEK]	8% 1ml		
アイズロマイシンカプセル小児用100mg [TCK]		100mg 1カプセル		
	アイズロマイシン細粒小児用10% [TCK]	100mg 1g		
	アイズロマイシン細粒10%小児用 [KN]	100mg 1g		
	アイズロマイシン錠250mg [CHM]	250mg 1錠		
	アイズロマイシン錠250mg [TCK]	250mg 1錠		
	アイズロマイシン錠250mg [デバ]	250mg 1錠		
㊦	アイスコルビン酸 [ヨシダ]	1g		
アストレーマ配合カプセル		1カプセル		
㊦	アトルバスタチン錠5mg [E.E.]	5mg 1錠		
㊦	アトルバスタチン錠10mg [E.E.]	10mg 1錠		
㊦	アトルバスタチン錠10mg [KN]	10mg 1錠		
	アトルバスタチン錠1番 [E.E.]	1錠		
	アトルバスタチン錠1番 [KN]	1錠		
	アトルバスタチン錠2番 [E.E.]	1錠		
	アトルバスタチン錠2番 [KN]	1錠		

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エブリスデイドライシロップ六〇mg、シアリス錠五mg、シアリス錠一〇mg、シアリス錠二〇mg、バイアグラ錠二五mg、バイアグラ錠五〇mg、バイアグラODフィルム二五mg、バイアグラODフィルム五〇mg、ガニレスト皮下注〇・二五mgシリンジ、セトロタイド注射用〇・二五mg、ウトログスタン腔用カプセル二〇〇mg、ルティナス腔錠一〇〇mg、ルテウム腔用坐剤四〇〇mg、ワンクリノン腔用ゲル九〇mg及びボカプリア錠三〇mg

Ⅰ・Ⅲ（略）

別表第2

第1部～第7部（略）
(新設)

⑨	アムロジピンOD錠5mg	[EMEC]	5mg1錠
⑩	アムロジピンOD錠5mg	[KN]	5mg1錠
⑪	アムロジピンOD錠10mg	[EMEC]	10mg1錠
⑫	アムロジピンOD錠10mg	[KN]	10mg1錠
⑬	アムロジピン錠5mg	[EMEC]	5mg1錠
⑭	アムロジピン錠5mg	[NP]	5mg1錠
⑮	アムロジピン錠5mg	[KN]	5mg1錠
⑯	アムロジピン錠10mg	[EMEC]	10mg1錠
⑰	アムロジピン錠10mg	[NP]	10mg1錠
⑱	アムロジピン錠10mg	[KN]	10mg1錠
⑲	アリビゾゾール内用液分包3mg	[武田テバ]	0.1%3mL1包
⑳	アリビゾゾール内用液分包6mg	[武田テバ]	0.1%6mL1包
㉑	アリビゾゾール内用液分包12mg	[武田テバ]	0.1%12mL1包
㉒	アレンドロン酸錠35mg	[RTO]	35mg1錠

(イ)

E E	エスワン配合錠T20	20mg1錠 (テザファール相当量)
E E	エスワン配合錠T25	25mg1錠 (テザファール相当量)

イ	コサベント酸エチル顆粒状カプセル600mg	[MJT]	600mg1包
イ	コサベント酸エチル顆粒状カプセル900mg	[MJT]	900mg1包
イ	マチニフ錠100mg	[E E]	100mg1錠
イ	マチニフ錠100mg	[KN]	100mg1錠

(エ)

A T P	腸溶錠20mg	[日医工]	20mg1錠
エ	スワンケーケー配合錠T20		20mg1錠 (テザファール相当量)
エ	スワンケーケー配合錠T25		25mg1錠 (テザファール相当量)

⑨	エチゾラム錠1mg	[オーハラ]	1mg1錠
⑩	エナラプリルマレイン酸塩錠10mg	[MEEK]	10mg1錠
⑪	エナラプリルマレイン酸塩錠10mg	[MED]	10mg1錠
⑫	エナラプリルマレイン酸塩錠10mg	[タイヨー]	10mg1錠
⑬	エバリンスタット錠50	[EK]	50mg1錠

F A D	腸溶錠5mg	[わかもと]	5mg1錠
F A D	腸溶錠10mg	[わかもと]	10mg1錠
M M D	配合散		1g
⑨	エンタカボン錠100mg	[KN]	100mg1錠
⑩	エンテロソナーR散		1g

(お)

オ	ザゾレル塩酸塩100mg錠		100mg1錠
オ	ザゾレル塩酸塩200mg錠		200mg1錠

㊦	オーノフイン錠 3 mg	「サフイ」	3 mg 1 錠
	オランザピン錠 20 mg	「E」	20 mg 1 錠
	オランザピン錠 20 mg	「KN」	20 mg 1 錠
	オロバタジン塩酸塩 O D 錠 5 mg	「MEEK」	5 mg 1 錠
	オロバタジン塩酸塩顆粒 0.5 %	「MEEK」	0.5 % 1 g
㊦	オロバタジン塩酸塩錠 5 mg	「MEEK」	5 mg 1 錠
㊦	オロバタジン塩酸塩錠 5 mg	「オーハラ」	5 mg 1 錠
(カ)			
	ガラクタミン O D 錠 4 mg	「武田チバ」	4 mg 1 錠
	ガラクタミン O D 錠 8 mg	「武田チバ」	8 mg 1 錠
	ガラクタミン O D 錠 12 mg	「武田チバ」	12 mg 1 錠
	カンデサルタン O D 錠 12 mg	「KN」	12 mg 1 錠
(ク)			
㊦	クエチアピン細粒 50 %	「MEEK」	50 % 1 g
㊦	クエチアピン細粒 50 %	「明治」	50 % 1 g
㊦	クエチアピン錠 50 mg	「MEEK」	50 mg 1 錠
㊦	クエチアピン錠 200 mg	「MEEK」	200 mg 1 錠
㊦	クラリスロマイシン D S 10 % 小児用	「MEEK」	100 mg 1 g
	グルコバイ O D 錠 50 mg		50 mg 1 錠
	グルコバイ O D 錠 100 mg		100 mg 1 錠
	グルコバイ錠 50 mg		50 mg 1 錠
	グルコバイ錠 100 mg		100 mg 1 錠
㊦	クロビドゾレル錠 50 mg	「EE」	50 mg 1 錠
㊦	クロビドゾレル錠 50 mg	「KN」	50 mg 1 錠
㊦	クロビドゾレル錠 75 mg	「チバ」	75 mg 1 錠
(L)			
㊦	ジアスターゼ「コサカイ・M」		10 g
	ジエノゲスト O D 錠 1 mg	「KN」	1 mg 1 錠
	ジエノゲスト錠 1 mg	「KN」	1 mg 1 錠
㊦	次硝酸ピスマス	「三恵」	1 g
㊦	重質酸化マグネシウム	「N i k P」	10 g
㊦	酒石酸「ニッコー」		10 g
	シロドシノ O D 錠 2 mg	「あすか」	2 mg 1 錠
	シロドシノ O D 錠 2 mg	「KN」	2 mg 1 錠
	シロドシノ O D 錠 4 mg	「あすか」	4 mg 1 錠
	シロドシノ O D 錠 4 mg	「KN」	4 mg 1 錠
㊦	シンバスタチン錠 5	「MEEK」	5 mg 1 錠
㊦	シンバスタチン錠 5 mg	「MED」	5 mg 1 錠
㊦	シンバスタチン錠 10 mg	「MED」	10 mg 1 錠
㊦	シンバスタチン錠 20	「MEEK」	20 mg 1 錠
㊦	シンバスタチン錠 20 mg	「MED」	20 mg 1 錠

<u>(せ)</u>	
㊞ ゼストリル錠 5	5 mg 1 錠
㊞ ゼストリル錠10	10mg 1 錠
㊞ ゼストリル錠20	20mg 1 錠
㊞ セチリジン塩酸塩錠 5 mg	5 mg 1 錠
㊞ セチリジン塩酸塩錠10mg	10mg 1 錠
<u>セレスターナ配合錠</u>	
<u>(そ)</u>	
ソフアルコン細粒20%	20% 1 g
ソフアルコン20%細粒	20% 1 g
ゾルビデム酒石酸塩OD錠10mg	10mg 1 錠
ゾルビデム酒石酸塩OD錠10mg	10mg 1 錠
ゾルビデム酒石酸塩錠10mg	10mg 1 錠
ゾルビデム酒石酸塩錠10mg	10mg 1 錠
ゾルビデム酒石酸塩錠10mg	10mg 1 錠
<u>(た)</u>	
<u>タイメック配合内用液</u>	
タカベンス錠25mg	25mg 1 錠
タムスロシン塩酸塩OD錠0.1mg	0.1mg 1 錠
タムスロシン塩酸塩OD錠0.2mg	0.2mg 1 錠
タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg	0.1mg 1 カプセル
タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg	0.1mg 1 カプセル
タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg	0.2mg 1 カプセル
タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg	0.2mg 1 カプセル
<u>㊞※単シロップ (J G)</u>	
<u>(と)</u>	
㊞ ドキサゾシン錠 2 mg	2 mg 1 錠
㊞ ドキサゾシン錠 2 mg	2 mg 1 錠
㊞ ドキサゾシン錠 4 mg	4 mg 1 錠
㊞ ドキサゾシン錠 4 mg	4 mg 1 錠
㊞ ドキサゾシン錠 4 mg	4 mg 1 錠
㊞ ドネペジル塩酸塩錠 3 mg	3 mg 1 錠
㊞ ドネペジル塩酸塩錠 5 mg	5 mg 1 錠
㊞ ドネペジル塩酸塩錠10mg	10mg 1 錠
㊞ トラビジル錠100mg	100mg 1 錠
<u>トリンノシン顆粒10%</u>	
トリンノシン腸溶錠20mg	20mg 1 錠
トリンノシン腸溶錠60mg	60mg 1 錠
<u>(な)</u>	
㊞ ナフトヒジル錠75mg	75mg 1 錠
<u>(に)</u>	
㊞ 乳酸カルシウム水和物	10 g
㊞※乳糖 (三恵)	10 g

㊞	<u>(は)</u>		125mg 1 カプセル
	バセトシンカプセル125		
	バラシクロピル顆粒50% [M E E K]		
	バラシクロピル顆粒50% [明治]		
	㊞ バラシクロピル錠500mg [M E E K]		
	㊞ バラシクロピル錠500mg [明治]		
	バルサルタンOD錠80mg [T C K]		
	バルサルタンOD錠160mg [T C K]		
	㊞ バルサルタン錠80mg [E E]		
	㊞ バルサルタン錠80mg [K N]		
	㊞ バルサルタン錠80mg [ニプロ]		
	㊞ バルサルタン錠160mg [E E]		
	㊞ バルサルタン錠160mg [K N]		
	㊞ バルサルタン錠160mg [ニプロ]		
	㊞ バレイシヨデンゾン原末 [バルイシ]		
<u>(v)</u>		2.5mg 1 カプセル	
デオグリタゾンOD錠30mg [M E E K]			
㊞ デオグリタゾン錠30mg [M E E K]			
デカルタミドOD錠80mg [あすか]			
デカルタミドOD錠80mg [K N]			
デカルタミド錠80mg [あすか]			
デカルタミド錠80mg [K N]			
デコスルファートナトリウム2.5mgカプセル			
デタバスタチンCa・OD錠1mg [明治]			
デタバスタチンCa・OD錠2mg [明治]			
㊞ デタバスタチンCa・OD錠4mg [明治]			
㊞ デタバスタチンCa錠1mg [明治]			
㊞ デタバスタチンCa錠2mg [明治]			
㊞ デタバスタチンCa錠4mg [明治]			
ビーマーゲン配合散			
<u>(ふ)</u>		50% 1 g	
フアムシクロピル錠250mg [K N]			
フアムシクロピル錠250mg [D S E P]			
フアムシクロピル錠500mg [K N]			
フアムシクロピル錠500mg [D S E P]			

フエキソフエナジン塩酸塩OD錠30mg	[E E]	30mg 1 錠
フエキソフエナジン塩酸塩OD錠30mg	[K N]	30mg 1 錠
フエキソフエナジン塩酸塩OD錠60mg	[E E]	60mg 1 錠
フエキソフエナジン塩酸塩OD錠60mg	[K N]	60mg 1 錠
フエキソフエナジン塩酸塩錠30mg	[E E]	30mg 1 錠
フエキソフエナジン塩酸塩錠30mg	[K N]	30mg 1 錠
フエキソフエナジン塩酸塩錠60mg	[E E]	60mg 1 錠
フエキソフエナジン塩酸塩錠60mg	[K N]	60mg 1 錠
フエノフイナラートカフセル67mg	[K T B]	67mg 1 カフセル
フエノフイナラートカフセル100mg	[K T B]	100mg 1 カフセル
フアラコデ配合シロップ		1 mL
⑩ フラバスタチンNa錠10	[K N]	10mg 1 錠
⑩ フラバスタチンNa錠10mg	[M E D]	10mg 1 錠
フラビタン錠 5 mg		5 mg 1 錠
フラビタン錠10mg		10mg 1 錠
フラミベキソール塩酸塩錠0.125mg	[M E E K]	0.125mg 1 錠
フラミベキソール塩酸塩錠0.5mg	[M E E K]	0.5mg 1 錠
フリジスタナイーナ錠800mg		800mg 1 錠
フルスルチアミン塩酸塩顆粒10%	[廣貴堂]	10% 1 g
⑩ フレガバリノOD錠25mg	[K N]	25mg 1 錠
⑩ フレガバリノOD錠50mg	[K N]	50mg 1 錠
⑩ フレガバリノOD錠75mg	[K N]	75mg 1 錠
⑩ フレガバリノOD錠150mg	[K N]	150mg 1 錠
⑩ フロピベリン塩酸塩錠20mg	[F]	20mg 1 錠
⑩ フロムワレリル尿素	[J G]	1 g
⑩ ヘラセラ錠10		10mg 1 錠
ベボタスチンベシル酸塩OD錠 5 mg	[K N]	5 mg 1 錠
ベボタスチンベシル酸塩OD錠10mg	[K N]	10mg 1 錠
⑩ ベボタスチンベシル酸塩錠 5 mg	[K N]	5 mg 1 錠
⑩ ベボタスチンベシル酸塩錠10mg	[K N]	10mg 1 錠
⑩ ホミカエキス散	[ニッコー]	1 g
⑩ ヴプロチリン塩酸塩50mg錠		50mg 1 錠
⑩ ミルタザピン錠15mg	[武田テバ]	15mg 1 錠
⑩ ミルタザピン錠30mg	[武田テバ]	30mg 1 錠
⑩ メサラジン顆粒50%	[A K P]	50% 1 g
⑩ メサラジン錠250mg	[A K P]	250mg 1 錠
⑩ メサラジン錠250mg	[N P]	250mg 1 錠

㊞	メサラジン錠250mg	〔F〕	250mg 1錠
㊞	メサラジン錠500mg	〔A K P〕	500mg 1錠
㊞	メサラジン錠500mg	〔N P〕	500mg 1錠
㊞	メサラジン錠500mg	〔F〕	500mg 1錠
	メサラジン腸溶錠400mg	〔あすか〕	400mg 1錠
	メサラジン腸溶錠400mg	〔F〕	400mg 1錠
	メサラジン腸溶錠400mg	〔K N〕	400mg 1錠
	メサテトレノン15mgカプセル		15mg 1カプセル
	メマンチン塩酸塩OD錠5mg	〔K M P〕	5mg 1錠
	メマンチン塩酸塩OD錠10mg	〔K M P〕	10mg 1錠
	メマンチン塩酸塩OD錠20mg	〔K M P〕	20mg 1錠
	メマンチン塩酸塩錠5mg	〔K M P〕	5mg 1錠
	メマンチン塩酸塩錠10mg	〔K M P〕	10mg 1錠
	メマンチン塩酸塩錠20mg	〔K M P〕	20mg 1錠
	〔ち〕		
	モンテルカストOD錠5mg	〔E E〕	5mg 1錠
㊞	モンテルカスト細粒4mg	〔武田テバ〕	4mg 1包
㊞	モンテルカスト錠5mg	〔武田テバ〕	5mg 1錠
㊞	モンテルカスト錠10mg	〔武田テバ〕	10mg 1錠
㊞	モンテルカストチユアナル錠5mg	〔武田テバ〕	5mg 1錠
	モンテルカストナトリウム5mg口腔内崩壊錠		5mg 1錠
	〔は〕		
	ラクツロース40.496%ゼリー		40.496% 1g
	ラベグラゾールナトリウム10mg錠		10mg 1錠
	ラロキシフェン塩酸塩錠60mg	〔E E〕	60mg 1錠
	ラロキシフェン塩酸塩錠60mg	〔K N〕	60mg 1錠
	〔り〕		
㊞	リスペリドン細粒1%	〔M E E K〕	1% 1g
㊞	リスペリドン錠2	〔M E E K〕	2mg 1錠
㊞	リスペリドン錠3	〔M E E K〕	3mg 1錠
	リドカイン塩酸塩ブスカス2%	〔K N〕	2% 1mL
	リルデザホン塩酸塩1mg錠		1mg 1錠
	リルデザホン塩酸塩2mg錠		2mg 1錠
	〔れ〕		
㊞	レスタス錠2mg		2mg 1錠
	レボセチリジン塩酸塩錠2.5mg	〔C E O〕	2.5mg 1錠
	レボセチリジン塩酸塩錠5mg	〔C E O〕	5mg 1錠
	レボセチリジン塩酸塩シロップ0.05%	〔K N〕	0.05% 1mL
㊞	レボフロキサシン錠250mg	〔オーハラ〕	250mg 1錠 (レボフロキサシンとして)
	レボフロキサシン錠500mg	〔オーハラ〕	500mg 1錠 (レボフロキサシンとして)

注 射 薬			規 格 単 位
<u>(ろ)</u>			
㊞	ロキソプロフェンNa錠60mg [K N]		60mg 1 錠
㊞	ロサルタンK錠25mg [E E]		25mg 1 錠
㊞	ロサルタンK錠50mg [E E]		50mg 1 錠
㊞	ロサルタンK錠100mg [E E]		100mg 1 錠
㊞	ロサルヒド配合錠HD [E E]		1 錠
㊞	ロサルヒド配合錠HD [K N]		1 錠
㊞	ロサルヒド配合錠LD [E E]		1 錠
㊞	ロラタジン錠10mg [K N]		10mg 1 錠
品 名			
<u>(あ)</u>			
㊞	アシクロビル125mg注射液		125mg 1 管
<u>(い)</u>			
イリノテカン塩酸塩点滴静注液40mg [タイヨー]			40mg 2 ml 1 瓶
イリノテカン塩酸塩点滴静注液40mg [日医工]			40mg 2 ml 1 瓶
イリノテカン塩酸塩点滴静注液100mg [タイヨー]			100mg 5 ml 1 瓶
イリノテカン塩酸塩点滴静注液100mg [日医工]			100mg 5 ml 1 瓶
<u>(え)</u>			
㊞	エダラボン点滴静注液30mg [サワイ]		30mg 20ml 1 管
㊞	エダラボン点滴静注30mg [K N]		30mg 20ml 1 管
㊞	エボジン注シリンジ6000		6,000国際単位0.5ml 1 筒
	エボジン皮下注シリンジ12000		12,000国際単位0.5ml 1 筒
	エルカトニン10エルカトニン単位1 mL キット		10エルカトニン単位1 mL 1 筒
<u>(お)</u>			
㊞	大塚糖液 5 %		5 % 250ml 1 瓶
	オザグレルナトリウム20mg 2 mL注射液		20mg 2 mL 1 管
<u>(き)</u>			
㊞	キトライム 透析剤 T-30		2 袋 1 組
<u>(く)</u>			
㊞	グラニセトロン点滴静注バツグ 3 mg / 100mL [チルモ]		3 mg 100ml 1 袋
<u>(け)</u>			
㊞	ゲムシタビン点滴静注液200mg / 5.3mL [ホスビーラ]		200mg 5.3ml 1 瓶
㊞	ゲムシタビン点滴静注液 1 g / 26.3mL [ホスビーラ]		1 g 26.3ml 1 瓶
㊞	ゲムシタビン点滴静注用200mg [ホスビーラ]		200mg 1 瓶
㊞	ゲムシタビン点滴静注用 1 g [ホスビーラ]		1 g 1 瓶
㊞	献血アルブミン 5 % 静注12.5 g / 250mL [ニチヤク]		5 % 250ml 1 瓶
㊞	献血アルブミン 20 % 静注 4 g / 20mL [ニチヤク]		20 % 20ml 1 瓶
㊞	献血アルブミン 20 % 静注10 g / 50mL [ニチヤク]		20 % 50ml 1 瓶
㊞	献血アルブミン 25 % 静注12.5 g / 50mL [ニチヤク]		25 % 50ml 1 瓶
㊞	献血ベニロソー 1 静注用1000mg		1 g 20mL 1 瓶 (溶解液付)

(こ)

コホリン静注用7.5mg

(さ)

ザイヤフレックス注射用

(し)

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」アサ布1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」アジ1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」アスベルギルス1：10,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」アルテルナリア1：10,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」イカ1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」イースト（パン種）1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」イネワラ1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」イワシ1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」エビ1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」カツオ1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」カニ1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」カボック1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」カンジダ1：10,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」キヌ1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」クラストスポリウム1：10,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」小麦粉1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」サバ1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」ソバガラ1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」ソバ粉1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」タタミ1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」トウフ1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」チイロン1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」チシ1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」バナナ1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」ビール1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」ベニシロウム1：10,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」マダロ1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」マユ1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」綿布1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」綿1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」モミガラ1：1,000

診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」リンゴ1：1,000

7.5mg 1 瓶（溶解液付）

0.58mg 1 瓶（溶解液付）

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

2ml 1 瓶

㊟	セフマゾリオンナトリウム 2 g 注射用	2 g 1 瓶
	セフマゾリオンナトリウム 250mg 注射用	250mg 1 瓶
	セフマゾリオンナトリウム 500mg 注射用	500mg 1 瓶
	セフタジム静注用 1 g [武田テバ]	1 g 1 瓶
	セフマタゾールナトリウム 1 g 静注用	1 g 1 瓶
㊟	セフマタゾールナトリウム 2 g 静注用	2 g 1 瓶
	セフマタゾールナトリウム 250mg 静注用	250mg 1 瓶
	セフマタゾールナトリウム 500mg 静注用	500mg 1 瓶
	ソルコセリル注 2 mL	2 mL 1 管
	ソルコセリル注 4 mL	4 mL 1 管
㊟	ゾレドロン酸点滴静注液 4 mg / 5 mL [サウイ]	4 mg 5 mL 1 瓶
	ゾレドロン酸点滴静注液 4 mg / 100mL パッケージ [サウイ]	4 mg 100mL 1 袋
	ゾレドロン酸点滴静注 4 mg / 5 mL [ヤクルト]	4 mg 5 mL 1 瓶
	㊟	
	タゾピペ配合静注用 2.25 [テバ]	(2.25 g) 1 瓶
㊟	タゾピペ配合静注用 4.5 [テバ]	(4.5 g) 1 瓶
	㊟	
	チオクト酸静注 25mg [KN]	0.5% 5 mL 1 管
	㊟ 注射用マキシドーム 0.5 g	500mg 1 瓶
	㊟ 注射用マキシドーム 1 g	1 g 1 瓶
㊟	沈降破傷風トキソイドキット [タケダ]	0.5mL 1 筒
	㊟	
	トバミン塩酸塩 0.1% 200mL キット	0.1% 200mL 1 袋
	トバミン塩酸塩 0.3% 200mL キット	0.3% 200mL 1 袋
	トバミン塩酸塩 100mg 5 mL 注射液	100mg 5 mL 1 管
㊟	㊟	
	ナフアモスタットメシル酸塩注射用 50mg [MEEK]	50mg 1 瓶
	㊟	
	バクリタキセル点滴静注液 100mg [サント]	100mg 16.7mL 1 瓶
	㊟	
㊟	ビシバニール注射用 0.2KE	0.2KE 1 瓶 (溶解液付)
	ビシバニール注射用 0.5KE	0.5KE 1 瓶 (溶解液付)
	㊟	
	ビデュリオン皮下注用 2mg ペン	2 mg 1 キット
	㊟	
㊟	ペンタゾシン 15mg 注射液	15mg 1 管
	ペンタゾシン 30mg 注射液	30mg 1 管
	㊟	
	ミリスロール注 50mg / 100mL	50mg 100mL 1 袋
	㊟	

⑧	メドケイ注25%	25%50mL 1 瓶
	（ホ）	
	モダシン静注用0.5g	500mg 1 瓶
⑨	モダシン静注用 1 g	1 g 1 瓶
	（ヘ）	
	uFSH注用75単位 「あすか」	75単位 1 管（溶解液付）
（ロ）	uFSH注用150単位 「あすか」	150単位 1 管（溶解液付）
	ラモセトロン塩酸塩注射液0.3mg 「EMEC」	0.3mg 2 mL 1 管
	（カ）	
品名	規 格 単 位	
	（キ）	
	アクリノール消毒液0.1% 「タイセイ」	0.1%10mL
	アクリノール消毒液0.2% 「タイセイ」	0.2%10mL
	アレルゲンデイスク 「トリイ」 ハウスダスト	1 枚
	アレルゲンデイスク 「トリイ」 マタケサ花粉	1 枚
⑩	アネモニア水 「ニッコー」	10mL
	（ク）	
	AZ含嗽用配合細粒 「NP」	0.1% 1 g
（ケ）	エルエイジ-0.1液	0.1%10mL
	エルエイジ-0.5液	0.5%10mL
	（コ）	
⑪	グリセリンカリ液 「ニッコー」	10mL
（サ）	サトウザルベ軟膏 ^{ニッ} 10%	10 g
	サトウザルベ軟膏 ^{ニッ} 20%	10 g
	⑫ 酸化亜鉛 「ヨシダ」	10 g
（シ）	ジクロフェナクナトリウム25mgキット	25mg 1 筒
	ジクロフェナクナトリウム50mgキット	50mg 1 筒
	（セ）	
ゼボラスパップ ^{ニッ} 80mg	20cm×14cm 1 枚	
（ソ）	ソルコセリル ^{ニッ} 坐薬	1 個
	ソルコセリル ^{ニッ} 軟膏 5%	5% 1 g
	（タ）	
デプロドン ^{ニッ} デオン ^{ニッ} 酸エステル0.3%クリーム	0.3% 1 g	
デプロドン ^{ニッ} デオン ^{ニッ} 酸エステル0.3%軟膏 ^{ニッ}	0.3% 1 g	

<u>(ね)</u> ネリヲロクト坐 ^ざ 剤 ネリヲロクト軟膏 ^{こう} <u>(は)</u> バスタロンクリーム10% <u>(ひ)</u> 氷酢酸「東海」 <u>(ふ)</u> フエルピナクバツ70mg「オーハナ」 <u>(こ)</u> コラビタン眼軟膏 ^{こう} 0.1% コラビタン点眼液0.05% コラビンアデニンジマクレオチド0.05% 5 mL点眼液 <u>(へ)</u> ヘトテアック エス懸濁性点眼液0.5% ヘトテアック点眼液0.5% ヘパリンZ軟膏 ^{こう} 500単位/g ヘルベゾロン眼耳鼻科用液0.1% <u>(ほ)</u> ホウ酸「ヨシダ」 ホスコS-55 <u>(む)</u> ムコテアック点眼液 <u>(め)</u> メデイトンスター27mg <u>(る)</u> ルゲオン点鼻液2% <u>(り)</u> リドカイン塩酸塩ゼリー2%「KN」 <u>(れ)</u> レボフロキサシン点眼液0.5%「オーハナ」 別表第4 第1部 (略)			1 個 1 g 10% 1 g 10 g 10cm×14cm 1 枚 0.1% 1 g 0.05% 5 mL 1 瓶 0.05% 5 mL 1 瓶 0.5% 1 mL 0.5% 1 mL 500 単位 1 g 0.1% 1 mL 10 g 10 g 5 mL 1 瓶 (27mg) 14cm ¹ 枚 190mg9.5mL 1 瓶 2% 1 mL 0.5% 1 mL			別表第4 第1部 (略) (新設)		
モルホニン歯科用液 ハルバツクV			薬 劑			規 格 単 位		
品 名			用 薬			部 科 用 薬 劑		
第2部			外 用			歯 科 用 薬 劑		

○厚生労働省告示第百三十四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十一月十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

保医発 1115 第 9 号
令和 4 年 11 月 15 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）及び特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号。以下「特掲診療料告示」という。）が令和4年厚生労働省告示第332号及び第333号をもって改正され、令和4年11月16日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬11品目、注射薬20品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（注射薬4品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （3）（1）及び（2）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 9 4 5	3, 6 3 9	2, 1 0 9	2 6	1 3, 7 1 9

2 揭示事項等告示の一部改正について

- (1) 医療上の需要がなくなる等の理由により製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 244 品目、注射薬 89 品目、外用薬 38 品目）について、揭示事項等告示の別表第 2 に記載し、揭示事項等告示の別表第 3 に記載されている医薬品は揭示事項等告示の別表第 4 に記載することにより、令和 5 年 4 月 1 日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品（以下「使用医薬品」という。）から除外するものであること。
- (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に記載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（注射薬 4 品目）について、揭示事項等告示の別表第 2 に記載することにより、令和 5 年 4 月 1 日以降、使用医薬品から除外するものであること。
- (3) (1) 及び (2) により揭示事項等告示の別表第 2 に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	4 3 1	1 8 7	8 5	0	7 0 3

- (4) (2) により揭示事項等告示の別表第 4 に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	1	0	2	3

- (5) アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（4 週間に 1 回投与する場合に限る。）及びメトトレキサート製剤について、揭示事項等告示第 10 第 1 号の「療担規則第 20 条第 2 号ト及び療担基準第 20 条第 3 号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

(6) 新医薬品（医薬品医療機器等法第 14 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する新医薬品をいう。）については、掲示事項等告示第 10 第 2 号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14 日分を限度とする。）が適用されるが、新たに当該制限の例外とした新医薬品は、次のとおりであること。

- ・コセルゴカプセル 10mg、コセルゴカプセル 25mg（1 回の投薬量が 28 日分以内である場合に限る。）
- ・リバゼブ配合錠 LD、リバゼブ配合錠 HD
- ・グラアルファ配合点眼液

3 特掲診療料告示の一部改正について

アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤及びメトトレキサート製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第 9「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) リンヴォック錠 45mg

- ① 本製剤は、既に薬価収載後 1 年以上を経過している「リンヴォック錠 7.5mg 及び同錠 15mg」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、既収載品において中等症から重症の潰瘍性大腸炎の寛解導入及び維持療法（既存治療で効果不十分な場合に限る）に係る効能・効果及び用法・用量が追加されたことに伴い、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された剤形追加医薬品であることから、掲示事項等告示第 10 第 2 号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14 日間を限度とする。）は適用されないものであること。
- ② 本製剤を「中等症から重症の潰瘍性大腸炎の寛解導入療法（既存治療で効果不十分な場合に限る）」に用いる場合は、効能又は効果に関連する注意において「過去の治療において、他の薬物療法（5-アミノサリチル酸製剤、ステロイド、免疫調節薬又は生物製剤）による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな臨床症状が残る場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(2) コセルゴカプセル 10mg 及び同カプセル 25mg

令和 4 年 12 月 1 日から起算して 1 年を経過するまでの間は、概ね 1 カ月に 1 回の頻度で診察を行うとともに、概ね 2 週間に 1 回の頻度で診察又は電話等により患者の状態や服薬の状況等を確認すること。また、その間、本剤処方時には前回処方時以降の当該診察又は電話等による確認の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(3) アムヴトラ皮下注 25mg シリンジ

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤の適用にあたっては、最新のガイドラインを参照し、トランスサイレチン型家族性アミロイドポリニューロパ

チーの診断が確定していることを確認すること。」とされていることから、トランスサイレチン型家族性アミロイドポリニューロパチーの診断及び治療に精通した医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される症例に使用すること。

(4) オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5mg

- ① 本製剤の効能又は効果に関連する注意に、「本剤の適用にあたっては、低骨密度、既存骨折、加齢、大腿骨頸部骨折の家族歴等の骨折の危険因子を有する患者を対象とすること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤の用法及び用量に「本剤の投与は 18 ヶ月間までとすること」とされ、用法及び用量に関連する注意に、「本剤の投与をやむを得ず一時中断したのちに再投与する場合であっても、投与日数の合計が 18 ヶ月を超えないこと。また、18 ヶ月の投与終了後、再度 18 ヶ月の投与を繰り返さないこと。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ③ 本製剤はアバロパラチド酢酸塩製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号) 別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

(5) カブリビ注射用 10mg

- ① 本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「本剤の投与期間は症例ごとの後天性血栓性血小板減少性紫斑病の再発リスク及び出血リスクを考慮して決定し、血漿交換期間後 30 日間を超えて本剤を投与する場合は 4 週間までを目安として漫然と投与を継続しないこと。」及び「本剤投与期間中に 2 回以上後天性血栓性血小板減少性紫斑病の再発が認められた場合は、2 回目の再発に対する再投与は行わず、本剤の投与を中止すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤は、カプラシズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号) 別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。) 区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ③ 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(6) ナノゾラ皮下注 30mg シリンジ

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「過去の治療において、少なくとも 1 剤の抗リウマチ薬等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな症状が残る場合に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

(7) メンクアッドフィ筋注

本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合に限り算定できるものである。ので、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）の投与が確認できる場合を除く。）。

（８） ベリナート皮下注用 2000

- ① 本製剤の効能又は効果は「遺伝性血管性浮腫の急性発作の発症抑制」であることを踏まえ、関連する学会のガイドライン等を参考に、遺伝性血管性浮腫の確定診断がされ、急性発作のおそれがある患者に対して使用すること。
- ② 本製剤は、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ③ 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

（９） マヴィレット配合顆粒小児用

- ① 本製剤の効能又は効果は「C 型慢性肝炎又は C 型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善」であることから、慢性肝炎を発症していない C 型肝炎ウイルス感染者及び非代償性肝硬変患者には使用しないこと。
- ② 本製剤は、既に薬価収載後 1 年以上を経過している「マヴィレット配合錠」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、錠剤である既収載品において小児における用法・用量が追加されたことに伴い、小児等が服用しやすい顆粒剤として承認された剤形追加医薬品であることから、揭示事項等告示第 10 第 2 号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14 日間を限度とする。）は適用されないものであること。

（10） アジョビ皮下注 225mg オートインジェクター

- ① 本製剤の自己注射は 4 週間に 1 回投与する場合に限ること。
- ② 本製剤は、フレマネズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ③ 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(11) ヌーカラ皮下注 100mg ペン、同皮下注 100mg シリンジ及び小児用ヌーカラ皮下注 40mg シリンジ

- ① 本製剤は、メポリズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(12) メトジェクト皮下注 7.5mg シリンジ 0.15mL、同皮下注 10mg シリンジ 0.20mL、同皮下注 12.5mg シリンジ 0.25mL 及び同皮下注 15mg シリンジ 0.30mL

- ① 本製剤の警告に「本剤の投与において、感染症、肺障害、血液障害等の重篤な副作用により、致命的な経過をたどることがあるので、緊急時に十分に措置できる医療施設及び本剤についての十分な知識と適応疾患の治療経験をもつ医師が使用すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤は、メトトレキサート製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ③ 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

5 関係通知の一部改正について

(1) 「抗 CGRP 抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（令和 3 年 8 月 11 日付け保医発 0811 第 5 号）の記の（1）中「アジョビ皮下注 225mg シリンジ」を「アジョビ皮下注 225mg シリンジ及び同皮下注 225mg オートインジェクター」に改める。

(2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 11 月 17 日付け保医発 1117 第 4 号）の記の 3 の（9）中「コセンティクス皮下注 150mg ペン」を「コセンティクス皮下注 150mg ペン及び同皮下注 300mg ペン」に改める。

(3) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）の一部を次のように改正する。

- ① 別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0（1）中「及びエレヌマブ製剤」を「、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤及びメトトレキサート製剤」に改める。

- ② 別添３区分０１（５）イ中「及びエレヌマブ製剤」を「、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤及びメトトレキサート製剤」に改める。
- ③ 別添３別表２中「及びエレヌマブ製剤」を「、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤及びメトトレキサート製剤」に改める。
- ④ 別添３別表３中「エレヌマブ製剤」の次に「アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤及びメトトレキサート製剤」を加える。

（４） 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第７号）を以下のとおり改正する。

- ① 別紙１に別添１に掲げる医薬品を加え、令和４年１１月１６日から適用すること。
- ② 別紙３中、次の表に掲げる医薬品を削り、令和４年１１月１６日から適用する。

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1129006F1021	リルマザホン塩 酸塩水和物	１ｍｇ１錠	リスミー錠１ｍｇ	共和薬品工業	13.10
内用薬	1129006F2028	リルマザホン塩 酸塩水和物	２ｍｇ１錠	リスミー錠２ｍｇ	共和薬品工業	21.20
内用薬	2399009D2020	メサラジン	９４％１ｇ	ペンタサ顆粒９４％	杏林製薬	121.00
内用薬	4490012F1026	オザグレール塩酸 塩水和物	１００ｍｇ １錠	ドメナン錠１００ｍ ｇ	キッセイ薬 品工業	38.80
内用薬	4490012F2022	オザグレール塩酸 塩水和物	２００ｍｇ １錠	ドメナン錠２００ｍ ｇ	キッセイ薬 品工業	73.20
注射薬	1149401A2023	ペンタゾシン	３０ｍｇ１ 管	ソセゴン注射液３０ ｍｇ	丸石製薬	114
注射薬	2391403A1025	ラモセトロン塩 酸塩	０．３ｍｇ ２ｍＬ１管	ナゼア注射液０．３ ｍｇ	ＬＴＬ ファーマ	2,663
外用薬	2646729M1048	デプロドンプロ ピオン酸エステル	０．３％１ ｇ	エクラー軟膏０． ３％	久光製薬	16.50
外用薬	2646729N1043	デプロドンプロ ピオン酸エステル	０．３％１ ｇ	エクラークリーム ０．３％	久光製薬	16.50
外用薬	2646729Q1031	デプロドンプロ ピオン酸エステル	０．３％１ ｇ	エクラーローション ０．３％	久光製薬	16.50

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和4年11月16日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	4291463A1020	ペバシズマブ（遺伝子組換え）〔ペバシズマブ後続4〕	1 0 0 m g 4 m L 1 瓶	ペバシズマブBS点滴静注1 0 0 m g 「CTNK」	日本化薬	14, 286
注射薬	4291463A2027	ペバシズマブ（遺伝子組換え）〔ペバシズマブ後続4〕	4 0 0 m g 1 6 m L 1 瓶	ペバシズマブBS点滴静注4 0 0 m g 「CTNK」	日本化薬	54, 403

(参考：新旧対照表)

◎「抗 CGRP 抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（令和 3 年 8 月 11 日付け保医発 0811 第 5 号）の記の
(1)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(1) <u>アジョビ皮下注 225mg シリンジ及び同皮下注 225mg オートインジェクター</u> については、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製品の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。	(1) <u>アジョビ皮下注 225mg シリンジ</u> については、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製品の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 11 月 17 日付け保医発 1117 第 4 号）の記の 3 の（9）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （3） <u>コセンティクス皮下注 150mg ペン及び同皮下注 300mg ペン</u> ①・② （略）	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （3） <u>コセンティクス皮下注 150mg ペン</u> ①・② （略）

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）

改 正 後	現 行
別添 1 第 2 章 特掲診療料 第 2 部 在宅医療 第 3 節 薬剤料 C 2 0 0 薬剤 （１） 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン I₂ 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコド	別添 1 第 2 章 特掲診療料 第 2 部 在宅医療 第 3 節 薬剤料 C 2 0 0 薬剤 （１） 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン I₂ 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコド

ン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマ

ン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマ

リズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルト
ラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツ
ムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢
酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター
製剤、フレマネズマブ製剤及びメトトレキサート製剤

(2)～(6) (略)

別添 3

区分 0 1 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等
のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液
凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因
子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固
第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロン
ビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続
携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激
ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ
ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニ
ー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インター
フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グ

リズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルト
ラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツ
ムマブ製剤、ボソリチド製剤及びエレスマブ製剤

(2)～(6) (略)

別添 3

区分 0 1 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等
のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液
凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因
子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固
第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロン
ビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続
携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激
ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ
ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニ
ー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インター
フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グ

ルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von

ルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von

Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤及びメトトレキサート製剤) に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤及びエレスマブ製剤) に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エ

別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エ

ステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤及びメトトレキサート製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表の I に規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤
ヒト成長ホルモン剤
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
性腺刺激ホルモン製剤
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤及びエレスマブ製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表の I に規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤
ヒト成長ホルモン剤
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
性腺刺激ホルモン製剤
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ 顆粒球コロニー形成刺激因子製剤 インターフェロンアルファ製剤 インターフェロンベータ製剤 ブプレノルフィン製剤 抗悪性腫瘍剤 グルカゴン製剤 グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト ヒトソマトメジンC製剤 エタネルセプト製剤 ペグビソマント製剤 スマトリプタン製剤 グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤 アダリムマブ製剤 テリパラチド製剤 アドレナリン製剤 ヘパリンカルシウム製剤 アポモルヒネ塩酸塩製剤 セルトリズマブペゴル製剤 トシリズマブ製剤 メトレプレチン製剤 アバタセプト製剤 pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤 アスホターゼ アルファ製剤	ソマトスタチンアナログ 顆粒球コロニー形成刺激因子製剤 インターフェロンアルファ製剤 インターフェロンベータ製剤 ブプレノルフィン製剤 抗悪性腫瘍剤 グルカゴン製剤 グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト ヒトソマトメジンC製剤 エタネルセプト製剤 ペグビソマント製剤 スマトリプタン製剤 グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤 アダリムマブ製剤 テリパラチド製剤 アドレナリン製剤 ヘパリンカルシウム製剤 アポモルヒネ塩酸塩製剤 セルトリズマブペゴル製剤 トシリズマブ製剤 メトレプレチン製剤 アバタセプト製剤 pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤 アスホターゼ アルファ製剤
---	---

グラチラマー酢酸塩製剤	グラチラマー酢酸塩製剤
セクキヌマブ製剤	セクキヌマブ製剤
エボロクマブ製剤	エボロクマブ製剤
プロダルマブ製剤	プロダルマブ製剤
アリロクマブ製剤	アリロクマブ製剤
ベリムマブ製剤	ベリムマブ製剤
イキセキズマブ製剤	イキセキズマブ製剤
ゴリムマブ製剤	ゴリムマブ製剤
エミシズマブ製剤	エミシズマブ製剤
イカチバント製剤	イカチバント製剤
サリルマブ製剤	サリルマブ製剤
デュピルマブ製剤	デュピルマブ製剤
インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤	インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤
ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤	ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤
遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤	遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤
ブロスマブ製剤	ブロスマブ製剤
メポリズマブ製剤	メポリズマブ製剤
オマリズマブ製剤	オマリズマブ製剤
テデュグルチド製剤	テデュグルチド製剤
サトラリズマブ製剤	サトラリズマブ製剤
ガルカネズマブ製剤	ガルカネズマブ製剤
オフアツムマブ製剤	オフアツムマブ製剤
ボソリチド製剤	ボソリチド製剤
エレヌマブ製剤	エレヌマブ製剤
<u>アバロパラチド酢酸塩製剤</u>	(新設)

カブラシズマブ製剤

濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤

フレマネズマブ製剤

メトトレキサート製剤

(参考1)

薬価基準告示

	N o	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬	アラグリオ内用剤1.5 g	アミノレブリン酸塩酸塩	1.5 g 1 瓶	75,985.90
2	内用薬	エザルミア錠50mg	バレメトスタットトシル酸塩	50mg 1 錠	6,267.70
3	内用薬	エザルミア錠100mg	バレメトスタットトシル酸塩	100mg 1 錠	12,017.00
4	内用薬	コセルゴカプセル10mg	セルメチニブ硫酸塩	10mg 1 カプセル	12,622.80
5	内用薬	コセルゴカプセル25mg	セルメチニブ硫酸塩	25mg 1 カプセル	30,257.80
6	内用薬	ソーティクツ錠 6 mg	デュークラバシチニブ	6 mg 1 錠	2,770.90
7	内用薬	フィンテブラ内用液2.2mg／mL	フェンフルラミン塩酸塩	0.22%1mL	1,407.60
8	内用薬	マヴィレット配合顆粒小児用	グレカブレビル水和物・ビブレンタスビル	1 包	20,313.90
9	内用薬	リバゼブ配合錠H D	ビタバスタチンカルシウム水和物・エゼチミブ	1 錠	116.00
10	内用薬	リバゼブ配合錠L D	ビタバスタチンカルシウム水和物・エゼチミブ	1 錠	87.80
11	内用薬	リンヴォック錠45mg	ウバダシチニブ水和物	45mg 1 錠	9,677.60
12	注射薬	アジョピ皮下注225mgオートインジェクター	フレマネズマブ（遺伝子組換え）	225mg1.5mL 1 キット	41,167
13	注射薬	アムヴトラ皮下注25mgシリンジ	ブトリシランナトリウム	25mg0.5mL1筒	7,810,923
14	注射薬	オスタパロ皮下注カートリッジ1.5mg	アパロバラチド酢酸塩	1.5mg0.75mL 1 筒	16,128
15	注射薬	カブリビ注射用10mg	カブラシズマブ（遺伝子組換え）	10mg 1 瓶（溶解液付）	515,532
16	注射薬	献血アルブミン 5 %静注12.5 g／250mL「タケダ」	人血清アルブミン	5 %250mL 1 瓶	3,906
17	注射薬	献血アルブミン20%静注 4 g／20mL「タケダ」	人血清アルブミン	20%20mL 1 瓶	1,842
18	注射薬	献血アルブミン20%静注10 g／50mL「タケダ」	人血清アルブミン	20%50mL 1 瓶	3,898
19	注射薬	献血アルブミン25%静注12.5 g／50mL「タケダ」	人血清アルブミン	25%50mL 1 瓶	4,193
20	注射薬	コセンティクス皮下注300mgペン	セクキヌマブ（遺伝子組換え）	300mg 2 mL 1 キット	138,249
21	注射薬	小児用ヌーカラ皮下注40mgシリンジ	メボリズマブ（遺伝子組換え）	40mg0.4mL 1 筒	68,964
22	注射薬	ジーラスタ皮下注3.6mgボディーボッド	ベグフィルグラスチム（遺伝子組換え）	3.6mg0.36mL 1 キット	114,185
23	注射薬	スキリージ点滴静注600mg	リサンキズマブ（遺伝子組換え）	600mg10mL 1 瓶	192,321
24	注射薬	スキリージ皮下注360mgオートドローザー	リサンキズマブ（遺伝子組換え）	360mg2.4mL 1 キット	508,169
25	注射薬	スベピゴ点滴静注450mg	スベソリマブ（遺伝子組換え）	450mg7.5mL 1 瓶	963,821
26	注射薬	テゼスバイア皮下注210mgシリンジ	テゼベルマブ（遺伝子組換え）	210mg1.91mL 1 筒	176,253
27	注射薬	ナノゾラ皮下注30mgシリンジ	オゾラリズマブ（遺伝子組換え）	30mg0.375mL 1 筒	112,476
28	注射薬	ペバシズマブB S点滴静注100mg「C T N K」	ペバシズマブ（遺伝子組換え）〔ペバシズマブ後続4〕	100mg 4 mL 1 瓶	14,286
29	注射薬	ペバシズマブB S点滴静注400mg「C T N K」	ペバシズマブ（遺伝子組換え）〔ペバシズマブ後続4〕	400mg16mL 1 瓶	54,403
30	注射薬	ベリナート皮下注用2000	乾燥濃縮人C1-インアクチベーター	2,000国際単位1瓶（溶解液付）	214,788
31	注射薬	メトジェクト皮下注7.5mgシリンジ0.15mL	メトトレキサート	7.5mg0.15mL 1 筒	1,797
32	注射薬	メトジェクト皮下注10mgシリンジ0.20mL	メトトレキサート	10mg0.2mL 1 筒	2,189
33	注射薬	メトジェクト皮下注12.5mgシリンジ0.25mL	メトトレキサート	12.5mg0.25mL 1 筒	2,551
34	注射薬	メトジェクト皮下注15mgシリンジ0.30mL	メトトレキサート	15mg0.3mL 1 筒	2,890
35	注射薬	メンクアドフィ筋注	4価髄膜炎菌ワクチン（破傷風トキソイド結合体）	0.5mL 1 瓶	20,194
36	外用薬	グラアルファ配合点眼液	リバスジル塩酸塩水和物・プリモニジン酒石酸塩	1 mL	515.00
37	外用薬	ジクアスL X点眼液 3 %	ジクアホソルナトリウム	3 % 5 mL 1 瓶	1,060.00

(参考 3)

揭示事項等告示

別表第2 (令和5年3月31日まで)

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬	アイスフラット懸濁用配合顆粒	水酸化アルミニウムゲル・水酸化マグネシウム	1 g
2	内用薬	局 アシクロビル顆粒40%「MEEK」	アシクロビル	40% 1 g
3	内用薬	局 アシクロビルシロップ8%「MEEK」	アシクロビル	8% 1 mL
4	内用薬	アジスロマイシンカプセル小児用100mg「TCK」	アジスロマイシン水和物	100mg 1 カプセル
5	内用薬	アジスロマイシン細粒小児用10%「TCK」	アジスロマイシン水和物	100mg 1 g
6	内用薬	アジスロマイシン細粒10%小児用「KN」	アジスロマイシン水和物	100mg 1 g
7	内用薬	アジスロマイシン錠250mg「CHM」	アジスロマイシン水和物	250mg 1 錠
8	内用薬	アジスロマイシン錠250mg「TCK」	アジスロマイシン水和物	250mg 1 錠
9	内用薬	アジスロマイシン錠250mg「テバ」	アジスロマイシン水和物	250mg 1 錠
10	内用薬	局 アスコルビン酸「ヨシダ」	アスコルビン酸	1 g
11	内用薬	アストーマ配合カプセル	ジブロフィリン・メトキシフェナミン配合剤	1 カプセル
12	内用薬	局 アトルバスタチン錠5mg「EE」	アトルバスタチンカルシウム水和物	5mg 1 錠
13	内用薬	局 アトルバスタチン錠10mg「EE」	アトルバスタチンカルシウム水和物	10mg 1 錠
14	内用薬	局 アトルバスタチン錠10mg「KN」	アトルバスタチンカルシウム水和物	10mg 1 錠
15	内用薬	アマルエット配合錠1番「EE」	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物	1 錠
16	内用薬	アマルエット配合錠1番「KN」	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物	1 錠
17	内用薬	アマルエット配合錠2番「EE」	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物	1 錠
18	内用薬	アマルエット配合錠2番「KN」	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物	1 錠
19	内用薬	局 アムロジピンOD錠5mg「EMEC」	アムロジピンベシル酸塩	5mg 1 錠
20	内用薬	局 アムロジピンOD錠5mg「KN」	アムロジピンベシル酸塩	5mg 1 錠
21	内用薬	局 アムロジピンOD錠10mg「EMEC」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1 錠
22	内用薬	局 アムロジピンOD錠10mg「KN」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1 錠
23	内用薬	局 アムロジピン錠5mg「EMEC」	アムロジピンベシル酸塩	5mg 1 錠
24	内用薬	局 アムロジピン錠5mg「NP」	アムロジピンベシル酸塩	5mg 1 錠
25	内用薬	局 アムロジピン錠5mg「KN」	アムロジピンベシル酸塩	5mg 1 錠
26	内用薬	局 アムロジピン錠10mg「EMEC」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1 錠
27	内用薬	局 アムロジピン錠10mg「NP」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1 錠
28	内用薬	局 アムロジピン錠10mg「KN」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1 錠
29	内用薬	アリピプラゾール内用液分包3mg「武田テバ」	アリピプラゾール	0.1% 3mL 1 包
30	内用薬	アリピプラゾール内用液分包6mg「武田テバ」	アリピプラゾール	0.1% 6mL 1 包
31	内用薬	アリピプラゾール内用液分包12mg「武田テバ」	アリピプラゾール	0.1% 12mL 1 包
32	内用薬	局 アレンドロン酸錠35mg「RTO」	アレンドロン酸ナトリウム水和物	35mg 1 錠
33	内用薬	EEエスワン配合錠T20	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	20mg 1 錠 (テガフル相当量)
34	内用薬	EEエスワン配合錠T25	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	25mg 1 錠 (テガフル相当量)
35	内用薬	イコサペント酸エチル顆粒状カプセル600mg「MJT」	イコサペント酸エチル	600mg 1 包
36	内用薬	イコサペント酸エチル顆粒状カプセル900mg「MJT」	イコサペント酸エチル	900mg 1 包

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
37	内用薬	イマチニブ錠100mg「E E」	イマチニブメシル酸塩	100mg 1 錠
38	内用薬	イマチニブ錠100mg「K N」	イマチニブメシル酸塩	100mg 1 錠
39	内用薬	A T P 腸溶錠20mg「日医工」	アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物	20mg 1 錠
40	内用薬	エスワンケーケー配合錠T 20	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	20mg 1 錠 (テガフル相当量)
41	内用薬	エスワンケーケー配合錠T 25	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	25mg 1 錠 (テガフル相当量)
42	内用薬	局 エチゾラム錠1 mg「オーハラ」	エチゾラム	1 mg 1 錠
43	内用薬	局 エナラプリルマレイン酸塩錠10mg「M E E K」	エナラプリルマレイン酸塩	10mg 1 錠
44	内用薬	局 エナラプリルマレイン酸塩錠10mg「M E D」	エナラプリルマレイン酸塩	10mg 1 錠
45	内用薬	局 エナラプリルマレイン酸塩錠10mg「タイヨー」	エナラプリルマレイン酸塩	10mg 1 錠
46	内用薬	局 エバルレスタット錠50「E K」	エバルレスタット	50mg 1 錠
47	内用薬	F A D 腸溶錠5 mg「わかもと」	フラビンアデニンジヌクレオチド	5 mg 1 錠
48	内用薬	F A D 腸溶錠10mg「わかもと」	フラビンアデニンジヌクレオチド	10mg 1 錠
49	内用薬	MMD 配合散	ビオデアスターゼ・生薬配合剤	1 g
50	内用薬	局 エンタカポン錠100mg「K N」	エンタカポン	100mg 1 錠
51	内用薬	エンテロノンR 散	耐性乳酸菌	1 g
52	内用薬	オザグレル塩酸塩100mg錠	オザグレル塩酸塩水和物	100mg 1 錠
53	内用薬	オザグレル塩酸塩200mg錠	オザグレル塩酸塩水和物	200mg 1 錠
54	内用薬	局 オーラノフィン錠3 mg「サワイ」	オーラノフィン	3 mg 1 錠
55	内用薬	オランザピン錠20mg「E E」	オランザピン	20mg 1 錠
56	内用薬	オランザピン錠20mg「K N」	オランザピン	20mg 1 錠
57	内用薬	オロパタジン塩酸塩OD錠5 mg「M E E K」	オロパタジン塩酸塩	5 mg 1 錠
58	内用薬	オロパタジン塩酸塩顆粒0.5%「M E E K」	オロパタジン塩酸塩	0.5% 1 g
59	内用薬	局 オロパタジン塩酸塩錠5 mg「M E E K」	オロパタジン塩酸塩	5 mg 1 錠
60	内用薬	局 オロパタジン塩酸塩錠5 mg「オーハラ」	オロパタジン塩酸塩	5 mg 1 錠
61	内用薬	ガラントアミンOD錠4 mg「武田テバ」	ガラントアミン臭化水素酸塩	4 mg 1 錠
62	内用薬	ガラントアミンOD錠8 mg「武田テバ」	ガラントアミン臭化水素酸塩	8 mg 1 錠
63	内用薬	ガラントアミンOD錠12mg「武田テバ」	ガラントアミン臭化水素酸塩	12mg 1 錠
64	内用薬	カンデサルタンOD錠12mg「K N」	カンデサルタンシレキセチル	12mg 1 錠
65	内用薬	局 クエチアピン細粒50%「M E E K」	クエチアピルフマル酸塩	50% 1 g
66	内用薬	局 クエチアピン細粒50%「明治」	クエチアピルフマル酸塩	50% 1 g
67	内用薬	局 クエチアピン錠50mg「M E E K」	クエチアピルフマル酸塩	50mg 1 錠
68	内用薬	局 クエチアピン錠200mg「M E E K」	クエチアピルフマル酸塩	200mg 1 錠
69	内用薬	局 クラリスロマイシンDS 10%小児用「M E E K」	クラリスロマイシン	100mg 1 g
70	内用薬	グルコバイOD錠50mg	アカルボース	50mg 1 錠
71	内用薬	グルコバイOD錠100mg	アカルボース	100mg 1 錠
72	内用薬	グルコバイ錠50mg	アカルボース	50mg 1 錠
73	内用薬	グルコバイ錠100mg	アカルボース	100mg 1 錠
74	内用薬	局 クロピドグレル錠50mg「E E」	クロピドグレル硫酸塩	50mg 1 錠

N o		薬価基準名		成分名	規格単位
75	内用薬	局	クロピドグレル錠50mg「KN」	クロピドグレル硫酸塩	50mg 1 錠
76	内用薬	局	クロピドグレル錠75mg「テバ」	クロピドグレル硫酸塩	75mg 1 錠
77	内用薬	局	ジアスターゼ「コザカイ・M」	ジアスターゼ	10 g
78	内用薬		ジェノゲストOD錠1mg「KN」	ジェノゲスト	1 mg 1 錠
79	内用薬		ジェノゲスト錠1mg「KN」	ジェノゲスト	1 mg 1 錠
80	内用薬	局	次硝酸ビスマス「三恵」	次硝酸ビスマス	1 g
81	内用薬	局	重質酸化マグネシウム「Ni k P」	酸化マグネシウム	10 g
82	内用薬	局	酒石酸「ニッコー」	酒石酸	10 g
83	内用薬		シロドシンOD錠2mg「あすか」	シロドシン	2 mg 1 錠
84	内用薬		シロドシンOD錠2mg「KN」	シロドシン	2 mg 1 錠
85	内用薬		シロドシンOD錠4mg「あすか」	シロドシン	4 mg 1 錠
86	内用薬		シロドシンOD錠4mg「KN」	シロドシン	4 mg 1 錠
87	内用薬	局	シンバスタチン錠5「MEEK」	シンバスタチン	5 mg 1 錠
88	内用薬	局	シンバスタチン錠5mg「MED」	シンバスタチン	5 mg 1 錠
89	内用薬	局	シンバスタチン錠10mg「MED」	シンバスタチン	10mg 1 錠
90	内用薬	局	シンバスタチン錠20「MEEK」	シンバスタチン	20mg 1 錠
91	内用薬	局	シンバスタチン錠20mg「MED」	シンバスタチン	20mg 1 錠
92	内用薬	局	ゼストリル錠5	リシノプリル水和物	5 mg 1 錠
93	内用薬	局	ゼストリル錠10	リシノプリル水和物	10mg 1 錠
94	内用薬	局	ゼストリル錠20	リシノプリル水和物	20mg 1 錠
95	内用薬	局	セチリジン塩酸塩錠5mg「KT B」	セチリジン塩酸塩	5 mg 1 錠
96	内用薬	局	セチリジン塩酸塩錠10mg「KT B」	セチリジン塩酸塩	10mg 1 錠
97	内用薬		セレスターナ配合錠	ベタメタゾン・d-クロルフェニラミンマレイン酸塩	1 錠
98	内用薬		ソファルコン細粒20%「J G」	ソファルコン	20% 1 g
99	内用薬		ソファルコン20%細粒	ソファルコン	20% 1 g
100	内用薬		ゾルピデム酒石酸塩OD錠10mg「EE」	ゾルピデム酒石酸塩	10mg 1 錠
101	内用薬		ゾルピデム酒石酸塩OD錠10mg「KN」	ゾルピデム酒石酸塩	10mg 1 錠
102	内用薬	局	ゾルピデム酒石酸塩錠10mg「EE」	ゾルピデム酒石酸塩	10mg 1 錠
103	内用薬	局	ゾルピデム酒石酸塩錠10mg「KN」	ゾルピデム酒石酸塩	10mg 1 錠
104	内用薬	局	ゾルピデム酒石酸塩錠10mg「DK」	ゾルピデム酒石酸塩	10mg 1 錠
105	内用薬		タイメック配合内用液	水酸化アルミニウムゲル・水酸化マグネシウム	10mL
106	内用薬		タカベンズ錠25mg	メリロートエキス	25mg 1 錠
107	内用薬		タムスロシン塩酸塩OD錠0.1mg「KN」	タムスロシン塩酸塩	0.1mg 1 錠
108	内用薬		タムスロシン塩酸塩OD錠0.2mg「KN」	タムスロシン塩酸塩	0.2mg 1 錠
109	内用薬		タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg「MED」	タムスロシン塩酸塩	0.1mg 1 カプセル
110	内用薬		タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg「ケミファ」	タムスロシン塩酸塩	0.1mg 1 カプセル
111	内用薬		タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg「MED」	タムスロシン塩酸塩	0.2mg 1 カプセル
112	内用薬		タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg「ケミファ」	タムスロシン塩酸塩	0.2mg 1 カプセル

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
113	内用薬	局 ※ 単シロップ（J G）	単シロップ	10mL
114	内用薬	局 ドキサゾシン錠 2mg「M E E K」	ドキサゾシンメシル酸塩	2 mg 1 錠
115	内用薬	局 ドキサゾシン錠 2mg「M E D」	ドキサゾシンメシル酸塩	2 mg 1 錠
116	内用薬	局 ドキサゾシン錠 4mg「M E E K」	ドキサゾシンメシル酸塩	4 mg 1 錠
117	内用薬	局 ドキサゾシン錠 4mg「M E D」	ドキサゾシンメシル酸塩	4 mg 1 錠
118	内用薬	局 ドネベジル塩酸塩錠 3mg「T C K」	ドネベジル塩酸塩	3 mg 1 錠
119	内用薬	局 ドネベジル塩酸塩錠 5mg「T C K」	ドネベジル塩酸塩	5 mg 1 錠
120	内用薬	局 ドネベジル塩酸塩錠10mg「T C K」	ドネベジル塩酸塩	10mg 1 錠
121	内用薬	トラビジル錠100mg「タカタ」	トラビジル	100mg 1 錠
122	内用薬	トリノシン顆粒10%	アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物	10% 1 g
123	内用薬	トリノシン腸溶錠20mg	アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物	20mg 1 錠
124	内用薬	トリノシン腸溶錠60mg	アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物	60mg 1 錠
125	内用薬	局 ナフトピジル錠75mg「あすか」	ナフトピジル	75mg 1 錠
126	内用薬	局 乳酸カルシウム水和物「ヨシダ」	乳酸カルシウム水和物	10 g
127	内用薬	局 ※ 乳糖（三恵）	乳糖水和物	10 g
128	内用薬	局 パセトシンカプセル125	アモキシシリン水和物	125mg 1 カプセル
129	内用薬	バラシクロビル顆粒50%「M E E K」	バラシクロビル塩酸塩	50% 1 g
130	内用薬	バラシクロビル顆粒50%「明治」	バラシクロビル塩酸塩	50% 1 g
131	内用薬	局 バラシクロビル錠500mg「M E E K」	バラシクロビル塩酸塩	500mg 1 錠
132	内用薬	局 バラシクロビル錠500mg「明治」	バラシクロビル塩酸塩	500mg 1 錠
133	内用薬	バルサルタンOD錠80mg「T C K」	バルサルタン	80mg 1 錠
134	内用薬	バルサルタンOD錠160mg「T C K」	バルサルタン	160mg 1 錠
135	内用薬	局 バルサルタン錠80mg「E E」	バルサルタン	80mg 1 錠
136	内用薬	局 バルサルタン錠80mg「K N」	バルサルタン	80mg 1 錠
137	内用薬	局 バルサルタン錠80mg「ニプロ」	バルサルタン	80mg 1 錠
138	内用薬	局 バルサルタン錠160mg「E E」	バルサルタン	160mg 1 錠
139	内用薬	局 バルサルタン錠160mg「K N」	バルサルタン	160mg 1 錠
140	内用薬	局 バルサルタン錠160mg「ニプロ」	バルサルタン	160mg 1 錠
141	内用薬	局 バレイショデンプン原末「マルイシ」	バレイショデンプン	10 g
142	内用薬	局 パロキセチン錠 5mg「E E」	パロキセチン塩酸塩水和物	5 mg 1 錠
143	内用薬	局 パロキセチン錠10mg「E E」	パロキセチン塩酸塩水和物	10mg 1 錠
144	内用薬	局 パロキセチン錠20mg「E E」	パロキセチン塩酸塩水和物	20mg 1 錠
145	内用薬	パンテチン細粒50%「K N」	パンテチン	50% 1 g
146	内用薬	ピオグリタゾンOD錠30mg「M E E K」	ピオグリタゾン塩酸塩	30mg 1 錠
147	内用薬	局 ピオグリタゾン錠30mg「M E E K」	ピオグリタゾン塩酸塩	30mg 1 錠
148	内用薬	ピカルタミドOD錠80mg「あすか」	ピカルタミド	80mg 1 錠
149	内用薬	ピカルタミドOD錠80mg「K N」	ピカルタミド	80mg 1 錠
150	内用薬	ピカルタミド錠80mg「あすか」	ピカルタミド	80mg 1 錠

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
151	内用薬	ビカルタミド錠80mg「KN」	ビカルタミド	80mg 1 錠
152	内用薬	ピコスルファートナトリウム2.5mgカプセル	ピコスルファートナトリウム水和物	2.5mg 1 カプセル
153	内用薬	ピタバスタチンCa・OD錠1mg「明治」	ピタバスタチンカルシウム	1mg 1 錠
154	内用薬	ピタバスタチンCa・OD錠2mg「明治」	ピタバスタチンカルシウム	2mg 1 錠
155	内用薬	ピタバスタチンCa・OD錠4mg「明治」	ピタバスタチンカルシウム	4mg 1 錠
156	内用薬	局 ピタバスタチンCa錠1mg「明治」	ピタバスタチンカルシウム	1mg 1 錠
157	内用薬	局 ピタバスタチンCa錠2mg「明治」	ピタバスタチンカルシウム	2mg 1 錠
158	内用薬	局 ピタバスタチンCa錠4mg「明治」	ピタバスタチンカルシウム	4mg 1 錠
159	内用薬	ピーマーゲン配合散	ジアスターゼ・生薬配合剤	1 g
160	内用薬	ファムシクロビル錠250mg「KN」	ファムシクロビル	250mg 1 錠
161	内用薬	ファムシクロビル錠250mg「DSEP」	ファムシクロビル	250mg 1 錠
162	内用薬	ファムシクロビル錠500mg「KN」	ファムシクロビル	500mg 1 錠
163	内用薬	ファムシクロビル錠500mg「DSEP」	ファムシクロビル	500mg 1 錠
164	内用薬	フェキソフェナジン塩酸塩OD錠30mg「EE」	フェキソフェナジン塩酸塩	30mg 1 錠
165	内用薬	フェキソフェナジン塩酸塩OD錠30mg「KN」	フェキソフェナジン塩酸塩	30mg 1 錠
166	内用薬	フェキソフェナジン塩酸塩OD錠60mg「EE」	フェキソフェナジン塩酸塩	60mg 1 錠
167	内用薬	フェキソフェナジン塩酸塩OD錠60mg「KN」	フェキソフェナジン塩酸塩	60mg 1 錠
168	内用薬	局 フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「EE」	フェキソフェナジン塩酸塩	30mg 1 錠
169	内用薬	局 フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「KN」	フェキソフェナジン塩酸塩	30mg 1 錠
170	内用薬	局 フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「EE」	フェキソフェナジン塩酸塩	60mg 1 錠
171	内用薬	局 フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「KN」	フェキソフェナジン塩酸塩	60mg 1 錠
172	内用薬	フェノフィブラートカプセル67mg「KT B」	フェノフィブラート	67mg 1 カプセル
173	内用薬	フェノフィブラートカプセル100mg「KT B」	フェノフィブラート	100mg 1 カプセル
174	内用薬	ブラコデ配合シロップ	鎮咳配合剤	1 mL
175	内用薬	局 ブラバスタチンNa錠10「KN」	ブラバスタチンナトリウム	10mg 1 錠
176	内用薬	局 ブラバスタチンNa錠10mg「MED」	ブラバスタチンナトリウム	10mg 1 錠
177	内用薬	フラビタン錠5mg	フラビンアデニンジヌクレオチド	5mg 1 錠
178	内用薬	フラビタン錠10mg	フラビンアデニンジヌクレオチド	10mg 1 錠
179	内用薬	ブラミベキソール塩酸塩錠0.125mg「MEEK」	ブラミベキソール塩酸塩水和物	0.125mg 1 錠
180	内用薬	ブラミベキソール塩酸塩錠0.5mg「MEEK」	ブラミベキソール塩酸塩水和物	0.5mg 1 錠
181	内用薬	ブリジスタナイーブ錠800mg	ダルナビル エタノール付加物	800mg 1 錠
182	内用薬	フルスルチアミン塩酸塩顆粒10%「廣貴堂」	フルスルチアミン	10% 1 g
183	内用薬	ブレガバリンOD錠25mg「KN」	ブレガバリン	25mg 1 錠
184	内用薬	ブレガバリンOD錠50mg「KN」	ブレガバリン	50mg 1 錠
185	内用薬	ブレガバリンOD錠75mg「KN」	ブレガバリン	75mg 1 錠
186	内用薬	ブレガバリンOD錠150mg「KN」	ブレガバリン	150mg 1 錠
187	内用薬	局 プロピベリン塩酸塩錠20mg「F」	プロピベリン塩酸塩	20mg 1 錠
188	内用薬	局 ブロムワレリル尿素「JG」	ブロモバレリル尿素	1 g

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
189	内用薬	ヘブセラ錠10	アデホビル ビボキシル	10mg 1 錠
190	内用薬	ベボタスチンベシル酸塩OD錠 5mg 「KN」	ベボタスチンベシル酸塩	5 mg 1 錠
191	内用薬	ベボタスチンベシル酸塩OD錠10mg 「KN」	ベボタスチンベシル酸塩	10mg 1 錠
192	内用薬	局 ベボタスチンベシル酸塩錠 5mg 「KN」	ベボタスチンベシル酸塩	5 mg 1 錠
193	内用薬	局 ベボタスチンベシル酸塩錠10mg 「KN」	ベボタスチンベシル酸塩	10mg 1 錠
194	内用薬	局 ホミカエキス散「ニッコー」	ホミカエキス	1 g
195	内用薬	マプロチリン塩酸塩50mg錠	マプロチリン塩酸塩	50mg 1 錠
196	内用薬	ミルタザピン錠15mg「武田テバ」	ミルタザピン	15mg 1 錠
197	内用薬	ミルタザピン錠30mg「武田テバ」	ミルタザピン	30mg 1 錠
198	内用薬	メサラジン顆粒50%「AKP」	メサラジン	50% 1 g
199	内用薬	局 メサラジン錠250mg「AKP」	メサラジン	250mg 1 錠
200	内用薬	局 メサラジン錠250mg「NP」	メサラジン	250mg 1 錠
201	内用薬	局 メサラジン錠250mg「F」	メサラジン	250mg 1 錠
202	内用薬	局 メサラジン錠500mg「AKP」	メサラジン	500mg 1 錠
203	内用薬	局 メサラジン錠500mg「NP」	メサラジン	500mg 1 錠
204	内用薬	局 メサラジン錠500mg「F」	メサラジン	500mg 1 錠
205	内用薬	メサラジン腸溶錠400mg「あすか」	メサラジン	400mg 1 錠
206	内用薬	メサラジン腸溶錠400mg「F」	メサラジン	400mg 1 錠
207	内用薬	メサラジン腸溶錠400mg「KN」	メサラジン	400mg 1 錠
208	内用薬	メナテトレノン15mgカプセル	メナテトレノン	15mg 1 カプセル
209	内用薬	メマンチン塩酸塩OD錠 5mg「KMP」	メマンチン塩酸塩	5 mg 1 錠
210	内用薬	メマンチン塩酸塩OD錠10mg「KMP」	メマンチン塩酸塩	10mg 1 錠
211	内用薬	メマンチン塩酸塩OD錠20mg「KMP」	メマンチン塩酸塩	20mg 1 錠
212	内用薬	メマンチン塩酸塩錠 5mg「KMP」	メマンチン塩酸塩	5 mg 1 錠
213	内用薬	メマンチン塩酸塩錠10mg「KMP」	メマンチン塩酸塩	10mg 1 錠
214	内用薬	メマンチン塩酸塩錠20mg「KMP」	メマンチン塩酸塩	20mg 1 錠
215	内用薬	モンテルカストOD錠 5mg「EE」	モンテルカストナトリウム	5 mg 1 錠
216	内用薬	局 モンテルカスト細粒 4mg「武田テバ」	モンテルカストナトリウム	4 mg 1 包
217	内用薬	局 モンテルカスト錠 5mg「武田テバ」	モンテルカストナトリウム	5 mg 1 錠
218	内用薬	局 モンテルカスト錠10mg「武田テバ」	モンテルカストナトリウム	10mg 1 錠
219	内用薬	局 モンテルカストチュアブル錠 5mg「武田テバ」	モンテルカストナトリウム	5 mg 1 錠
220	内用薬	モンテルカストナトリウム 5mg口腔内崩壊錠	モンテルカストナトリウム	5 mg 1 錠
221	内用薬	ラクツロース40.496%ゼリー	ラクツロース	40.496% 1 g
222	内用薬	ラベプラゾールナトリウム10mg錠	ラベプラゾールナトリウム	10mg 1 錠
223	内用薬	ラロキシフェン塩酸塩錠60mg「EE」	ラロキシフェン塩酸塩	60mg 1 錠
224	内用薬	ラロキシフェン塩酸塩錠60mg「KN」	ラロキシフェン塩酸塩	60mg 1 錠
225	内用薬	局 リスベリドン細粒 1%「MEEK」	リスベリドン	1 % 1 g
226	内用薬	局 リスベリドン錠 2「MEEK」	リスベリドン	2 mg 1 錠

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
227	内用薬	局 リスベリドン錠3「M E E K」	リスベリドン	3mg 1錠
228	内用薬	リドカイン塩酸塩ビスカス2%「K N」	リドカイン塩酸塩	2% 1mL
229	内用薬	リルマザホン塩酸塩1mg錠	リルマザホン塩酸塩水和物	1mg 1錠
230	内用薬	リルマザホン塩酸塩2mg錠	リルマザホン塩酸塩水和物	2mg 1錠
231	内用薬	局 レスタス錠2mg	フルトプラゼバム	2mg 1錠
232	内用薬	レボセチリジン塩酸塩錠2.5mg「C E O」	レボセチリジン塩酸塩	2.5mg 1錠
233	内用薬	レボセチリジン塩酸塩錠5mg「C E O」	レボセチリジン塩酸塩	5mg 1錠
234	内用薬	レボセチリジン塩酸塩シロップ0.05%「K N」	レボセチリジン塩酸塩	0.05% 1mL
235	内用薬	局 レボフロキサシン錠250mg「オーハラ」	レボフロキサシン水和物	250mg 1錠 (レボフロキサシンとして)
236	内用薬	局 レボフロキサシン錠500mg「オーハラ」	レボフロキサシン水和物	500mg 1錠 (レボフロキサシンとして)
237	内用薬	局 ロキソプロフェンNa錠60mg「K N」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	60mg 1錠
238	内用薬	局 ロサルタンK錠25mg「E E」	ロサルタンカリウム	25mg 1錠
239	内用薬	局 ロサルタンK錠50mg「E E」	ロサルタンカリウム	50mg 1錠
240	内用薬	局 ロサルタンK錠100mg「E E」	ロサルタンカリウム	100mg 1錠
241	内用薬	局 ロサルヒド配合錠HD「E E」	ロサルタンカリウム・ヒドロクロチアジド	1錠
242	内用薬	局 ロサルヒド配合錠HD「K N」	ロサルタンカリウム・ヒドロクロチアジド	1錠
243	内用薬	局 ロサルヒド配合錠LD「E E」	ロサルタンカリウム・ヒドロクロチアジド	1錠
244	内用薬	ロラタジン錠10mg「K N」	ロラタジン	10mg 1錠
245	注射薬	アシクロビル125mg注射液	アシクロビル	125mg 1管
246	注射薬	イリノテカン塩酸塩点滴静注液40mg「タイヨー」	イリノテカン塩酸塩水和物	40mg 2mL 1瓶
247	注射薬	イリノテカン塩酸塩点滴静注液40mg「日医工」	イリノテカン塩酸塩水和物	40mg 2mL 1瓶
248	注射薬	イリノテカン塩酸塩点滴静注液100mg「タイヨー」	イリノテカン塩酸塩水和物	100mg 5mL 1瓶
249	注射薬	イリノテカン塩酸塩点滴静注液100mg「日医工」	イリノテカン塩酸塩水和物	100mg 5mL 1瓶
250	注射薬	局 エダラボン点滴静注液30mg「サワイ」	エダラボン	30mg 20mL 1管
251	注射薬	局 エダラボン点滴静注30mg「K N」	エダラボン	30mg 20mL 1管
252	注射薬	エボジン注シリンジ6000	エポエチンベータ (遺伝子組換え)	6,000国際単位0.5mL 1筒
253	注射薬	エボジン皮下注シリンジ12000	エポエチンベータ (遺伝子組換え)	12,000国際単位0.5mL 1筒
254	注射薬	エルカトニン10エルカトニン単位1mLキット	エルカトニン	10エルカトニン単位1mL 1筒
255	注射薬	局 大塚糖液5%	ブドウ糖	5% 250mL 1瓶
256	注射薬	オザグレルナトリウム20mg 2mL注射液	オザグレルナトリウム	20mg 2mL 1管
257	注射薬	キドライム 透析剤 T-30	人工透析液	2袋 1組
258	注射薬	グラニセトロン点滴静注バッグ3mg/100mL「テルモ」	グラニセトロン塩酸塩	3mg 100mL 1袋
259	注射薬	ゲムシタビン点滴静注液200mg/5.3mL「ホスピーラ」	ゲムシタビン塩酸塩	200mg 5.3mL 1瓶
260	注射薬	ゲムシタビン点滴静注液1g/26.3mL「ホスピーラ」	ゲムシタビン塩酸塩	1g 26.3mL 1瓶
261	注射薬	ゲムシタビン点滴静注用200mg「ホスピーラ」	ゲムシタビン塩酸塩	200mg 1瓶
262	注射薬	ゲムシタビン点滴静注用1g「ホスピーラ」	ゲムシタビン塩酸塩	1g 1瓶
263	注射薬	献血アルブミン5%静注12.5g/250mL「ニチヤク」	人血清アルブミン	5% 250mL 1瓶
264	注射薬	献血アルブミン20%静注4g/20mL「ニチヤク」	人血清アルブミン	20% 20mL 1瓶

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
265	注射薬	献血アルブミン20%静注10 g／50mL「ニチヤク」	人血清アルブミン	20%50mL 1 瓶
266	注射薬	献血アルブミン25%静注12. 5 g／50mL「ニチヤク」	人血清アルブミン	25%50mL 1 瓶
267	注射薬	献血ベニコロンー I 静注用1000mg	乾燥スルホ化人免疫グロブリン	1 g 20mL 1 瓶（溶解液付）
268	注射薬	コホリン静注用7. 5mg	ペントスタチン	7. 5mg 1 瓶（溶解液付）
269	注射薬	ザイヤフレックス注射用	コラゲナーゼ（クロストリジウム ヒストリチウム）	0. 58mg 1 瓶（溶解液付）
270	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」アサ布 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
271	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」アジ 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
272	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」アスベルギルス 1：10, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
273	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」アルテルナリア 1：10, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
274	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」イカ 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
275	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」イースト（パン種） 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
276	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」イネワラ 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
277	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」イワシ 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
278	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」エビ 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
279	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」カツオ 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
280	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」カニ 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
281	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」カボック 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
282	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」カンジダ 1：10, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
283	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」キノ 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
284	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」クラドスポリウム 1：10, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
285	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」小麦粉 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
286	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」サバ 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
287	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」ソバガラ 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
288	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」ソバ粉 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
289	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」タタミ 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
290	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」トウフ 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
291	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」ナイロン 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
292	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」ナシ 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
293	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」バナナ 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
294	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」ビール 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
295	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」ペニシリウム 1：10, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
296	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」マグロ 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
297	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」マユ 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
298	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」綿布 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
299	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」綿 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
300	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」モミガラ 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
301	注射薬	診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」リンゴ 1：1, 000	診断用アレルゲンエキス	2 mL 1 瓶
302	注射薬	セファゾリンナトリウム 2 g 注射用	セファゾリンナトリウム	2 g 1 瓶

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
303	注射薬	セファゾリンナトリウム250mg注射用	セファゾリンナトリウム	250mg 1 瓶
304	注射薬	セファゾリンナトリウム500mg注射用	セファゾリンナトリウム	500mg 1 瓶
305	注射薬	局 セフトアジジム静注用 1 g 「武田テバ」	セフトアジジム水和物	1 g 1 瓶
306	注射薬	セフメタゾールナトリウム 1 g 静注用	セフメタゾールナトリウム	1 g 1 瓶
307	注射薬	セフメタゾールナトリウム 2 g 静注用	セフメタゾールナトリウム	2 g 1 瓶
308	注射薬	セフメタゾールナトリウム250mg静注用	セフメタゾールナトリウム	250mg 1 瓶
309	注射薬	セフメタゾールナトリウム500mg静注用	セフメタゾールナトリウム	500mg 1 瓶
310	注射薬	ソルコセリル注 2 mL	幼牛血液抽出物	2 mL 1 管
311	注射薬	ソルコセリル注 4 mL	幼牛血液抽出物	4 mL 1 管
312	注射薬	ゾレドロン酸点滴静注液 4 mg／ 5 mL 「サワイ」	ゾレドロン酸水和物	4 mg 5 mL 1 瓶
313	注射薬	ゾレドロン酸点滴静注液 4 mg／100mLバッグ 「サワイ」	ゾレドロン酸水和物	4 mg100mL 1 袋
314	注射薬	ゾレドロン酸点滴静注 4 mg／ 5 mL 「ヤクルト」	ゾレドロン酸水和物	4 mg 5 mL 1 瓶
315	注射薬	局 タゾピベ配合静注用2. 25 「テバ」	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム	(2. 25 g) 1 瓶
316	注射薬	局 タゾピベ配合静注用4. 5 「テバ」	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム	(4. 5 g) 1 瓶
317	注射薬	チオクト酸静注25mg 「K N」	チオクト酸	0. 5% 5 mL 1 管
318	注射薬	局 注射用マキシベーム 0. 5 g	セフェピム塩酸塩水和物	500mg 1 瓶
319	注射薬	局 注射用マキシベーム 1 g	セフェピム塩酸塩水和物	1 g 1 瓶
320	注射薬	沈降破傷風トキソイドキット 「タケダ」	沈降破傷風トキソイド	0. 5mL 1 筒
321	注射薬	ドバミン塩酸塩 0. 1%200mLキット	ドバミン塩酸塩	0. 1%200mL 1 袋
322	注射薬	ドバミン塩酸塩 0. 3%200mLキット	ドバミン塩酸塩	0. 3%200mL 1 袋
323	注射薬	ドバミン塩酸塩100mg 5 mL注射液	ドバミン塩酸塩	100mg 5 mL 1 管
324	注射薬	ナファモスタットメシル酸塩注射用50mg 「ME E K」	ナファモスタットメシル酸塩	50mg 1 瓶
325	注射薬	パクリタキセル点滴静注液100mg 「サンド」	パクリタキセル	100mg16. 7mL 1 瓶
326	注射薬	ピシバニール注射用0. 2K E	溶連菌抽出物	0. 2K E 1 瓶 (溶解液付)
327	注射薬	ピシバニール注射用0. 5K E	溶連菌抽出物	0. 5K E 1 瓶 (溶解液付)
328	注射薬	ビデュリオン皮下注用 2 mgペン	エキセナチド	2 mg 1 キット
329	注射薬	ペンタゾシン15mg注射液	ペンタゾシン	15mg 1 管
330	注射薬	ペンタゾシン30mg注射液	ペンタゾシン	30mg 1 管
331	注射薬	ミリスロール注50mg／100mL	ニトログリセリン	50mg100mL 1 袋
332	注射薬	メドウエイ注25%	人血清アルブミン (遺伝子組換え)	25%50mL 1 瓶
333	注射薬	局 モダシン静注用 0. 5 g	セフトアジジム水和物	500mg 1 瓶
334	注射薬	局 モダシン静注用 1 g	セフトアジジム水和物	1 g 1 瓶
335	注射薬	u F S H注用75単位 「あすか」	精製下垂体性性腺刺激ホルモン	75単位 1 管 (溶解液付)
336	注射薬	u F S H注用150単位 「あすか」	精製下垂体性性腺刺激ホルモン	150単位 1 管 (溶解液付)
337	注射薬	ラモセトロン塩酸塩注射液0. 3mg 「EME C」	ラモセトロン塩酸塩	0. 3mg 2 mL 1 管
338	外用薬	アクリノール消毒液0. 1% 「タイセイ」	アクリノール水和物	0. 1%10mL
339	外用薬	アクリノール消毒液0. 2% 「タイセイ」	アクリノール水和物	0. 2%10mL
340	外用薬	アレルゲンディスク 「トリイ」 ハウスダスト	ハウスダストアレルゲン	1 枚

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
341	外用薬	アレレゲンディスク「トリイ」ブタクサ花粉	ブタクサアレレゲン	1 枚
342	外用薬	局 アンモニア水「ニッコー」	アンモニア水	10mL
343	外用薬	A Z 含嗽用配合細粒「N P」	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物・炭酸水素ナトリウム	0.1% 1 g
344	外用薬	エルエイジー0.1液	アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩	0.1%10mL
345	外用薬	エルエイジー0.5液	アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩	0.5%10mL
346	外用薬	局 グリセリンカリ液「ニッコー」	グリセリンカリ	10mL
347	外用薬	サトウザルベ軟膏10%	亜鉛華	10 g
348	外用薬	サトウザルベ軟膏20%	亜鉛華	10 g
349	外用薬	局 酸化亜鉛「ヨシダ」	酸化亜鉛	10 g
350	外用薬	ジクロフェナクナトリウム25mgキット	ジクロフェナクナトリウム	25mg 1 筒
351	外用薬	ジクロフェナクナトリウム50mgキット	ジクロフェナクナトリウム	50mg 1 筒
352	外用薬	ゼボラスパップ80mg	フルルビプロフェン	20cm×14cm 1 枚
353	外用薬	ソルコセルリ臍坐薬	幼牛血液抽出物	1 個
354	外用薬	ソルコセルリ軟膏 5 %	幼牛血液抽出物	5 % 1 g
355	外用薬	デブロドンプロピオン酸エステル0.3%クリーム	デブロドンプロピオン酸エステル	0.3% 1 g
356	外用薬	デブロドンプロピオン酸エステル0.3%軟膏	デブロドンプロピオン酸エステル	0.3% 1 g
357	外用薬	ネリプロクト坐剤	ジフルコルトロン吉草酸エステル・リドカイン	1 個
358	外用薬	ネリプロクト軟膏	ジフルコルトロン吉草酸エステル・リドカイン	1 g
359	外用薬	パスタロンクリーム10%	尿素	10% 1 g
360	外用薬	局 氷酢酸「東海」	氷酢酸	10 g
361	外用薬	局 フェルビナクパップ70mg「オーハラ」	フェルビナク	10cm×14cm 1 枚
362	外用薬	フラビタン眼軟膏0.1%	フラビンアデニンジヌクレオチド	0.1% 1 g
363	外用薬	フラビタン点眼液0.05%	フラビンアデニンジヌクレオチド	0.05% 5mL 1 瓶
364	外用薬	フラビンアデニンジヌクレオチド0.05% 5mL点眼液	フラビンアデニンジヌクレオチド	0.05% 5mL 1 瓶
365	外用薬	ベトブティック エス懸濁性点眼液0.5%	ベタキシロール塩酸塩	0.5% 1 mL
366	外用薬	ベトブティック点眼液0.5%	ベタキシロール塩酸塩	0.5% 1 mL
367	外用薬	ヘパリンZ軟膏500単位／g	ヘパリンナトリウム	500単位 1 g
368	外用薬	ベルベゾロン眼耳鼻科用液0.1%	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム	0.1% 1 mL
369	外用薬	局 ホウ酸「ヨシダ」	ホウ酸	10 g
370	外用薬	ホスコS-55	ウイテプゾール	10 g
371	外用薬	ムコティア点眼液	フラビンアデニンジヌクレオチドナトリウム・コンドロイチン硫酸エステルナトリウム	5mL 1 瓶
372	外用薬	メディトランステープ27mg	ニトログリセリン	(27mg) 14cm 2 1 枚
373	外用薬	ルゲオン点鼻液 2 %	クロモグリク酸ナトリウム	190mg9.5mL 1 瓶
374	外用薬	リドカイン塩酸塩ゼリー 2 %「KN」	リドカイン塩酸塩	2 % 1 mL
375	外用薬	局 レボフロキサシン点眼液0.5%「オーハラ」	レボフロキサシン水和物	0.5% 1 mL

揭示事項等告示

別表第4（令和5年3月31日まで）

No		薬価基準名	成分名	規格単位
1	歯科用 薬剤	モルホニン歯科用液	エデト酸ナトリウム水和物・セトリミド	
2	歯科用 薬剤	パールバックV	A液：クレゾール35mL、ホルマリン19mL（100ml 中） B液：チヨウジ油（1g中1g） C末：酸化亜鉛（1g中1g）	

新医薬品一覧表(令和4年11月16日収載予定)

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類		ページ
1	フィンテブラ内用液2.2mg/mL	0.22%1mL	ユーシービージャパン株式会社	フェンフルラミン塩酸塩	新有効成分含有医薬品	1,407.60円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅰ)A=35% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 新薬創出等加算	内113	抗てんかん剤(他の抗てんかん薬で十分な効果が認められないDravet症候群患者におけるてんかん発作に対する抗てんかん薬との併用療法)	3
2	リバゼブ配合錠LD リバゼブ配合錠HD	1錠 1錠	興和株式会社	ピタバスタチンカルシウム水和物・エゼチミブ	新医療用配合剤	87.80円 116.00円	新医療用配合剤の特例	—	内218	高脂血症用剤(高コレステロール血症、家族性高コレステロール血症)	5
3	ソーティクツ錠6mg	6mg1錠	ブリistol・マイヤーズスクイブ株式会社	デュークラバシチニブ	新有効成分含有医薬品	2,770.90円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅰ)A=40% 新薬創出等加算 費用対効果評価(H1)	内399	他に分類されない代謝性医薬品(既存治療で効果不十分な尋常性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症)	7
4	リンヴォック錠45mg	45mg1錠	アッヴィ合同会社	ウパダシチニブ水和物	新効能医薬品、新用量医薬品、剤形追加に係る医薬品	9,677.60円	規格間調整	—	内399	他に分類されない代謝性医薬品(中等症から重症の潰瘍性大腸炎の寛解導入療法(既存治療で効果不十分な場合に限る))	9
5	エザルミア錠50mg エザルミア錠100mg	50mg1錠 100mg1錠	第一三共株式会社	パレメスタットシル酸塩	新有効成分含有医薬品	6,267.70円 12,017.00円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 新薬創出等加算	内429	その他の腫瘍用薬(再発又は難治性の成人T細胞白血病リンパ腫)	11
6	コセルゴカプセル10mg コセルゴカプセル25mg	10mg1カプセル 25mg1カプセル	アレクシオンファーマ合同会社	セルメチニブ硫酸塩	新有効成分含有医薬品	12,622.80円 30,257.80円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=10% 小児加算A=10% 新薬創出等加算	内429	その他の腫瘍用薬(神経線維腫症1型における叢状神経線維腫)	13
7	アムヴトラ皮下注25mgシリンジ	25mg0.5mL1筒	Alnylam Japan株式会社	ブトリシランナトリウム	新有効成分含有医薬品	7,810,923円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 新薬創出等加算	注129	その他の末梢神経系用薬(トランスサイレチン型家族性アミロイドポリニューロパチー)	15
8	テゼスパイア皮下注210mgシリンジ	210mg1.91mL1筒	アストラゼネカ株式会社	テゼペルマブ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	176,253円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 小児加算A=5% 新薬創出等加算 費用対効果評価(H1)	注229	その他の呼吸器官用薬(気管支喘息(既存治療によっても喘息症状をコントロールできない重症又は難治の患者に限る))	17
9	オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mg	1.5mg0.75mL1筒	帝人ファーマ株式会社	アバロバラチド酢酸塩	新有効成分含有医薬品	16,128円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	—	注243	甲状腺、副甲状腺ホルモン剤(骨折の危険性の高い骨粗鬆症)	19
10	カブリビ注射用10mg	10mg1瓶(溶解液付)	サノフィ株式会社	カブラシズマブ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	515,532円	原価計算方式	有用性加算(Ⅱ)A=10% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 新薬創出等加算 加算係数 0	注339	その他の血液・体液用薬(後天性血栓性血小板減少性紫斑病)	21
11	スキリージ点滴静注600mg	600mg10mL1瓶	アッヴィ合同会社	リサンキズマブ(遺伝子組換え)	新投与経路医薬品	192,321円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	—	注399	他に分類されない代謝性医薬品(中等症から重症の活動期クローン病の寛解導入療法(既存治療で効果不十分な場合に限る))	23

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類		ページ
12	スキリージ皮下注360mgオートドーズ	360mg2.4mL1キット	アッヴィ合同会社	リサンキズマブ(遺伝子組換え)	新効能医薬品、新用量医薬品、剤型追加に係る医薬品	508,169円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	－	注399	他に分類されない代謝性医薬品(中等症から重症の活動期クローン病の維持療法(既存治療で効果不十分な場合に限る))	25
13	スベピゴ点滴静注450mg	450mg7.5mL1瓶	日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社	スベソリマブ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	963,821円	原価計算方式	有用性加算(Ⅱ)A=5% 新薬創出等加算 加算係数 0	注399	他に分類されない代謝性医薬品(膿疱性乾癬における急性症状の改善)	27
14	ナノゾラ皮下注30mgシリンジ	30mg0.375mL1筒	大正製薬株式会社	オゾラリズマブ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	112,476円	類似薬効比較方式(Ⅱ)	－	注399	他に分類されない代謝性医薬品(既存治療で効果不十分な関節リウマチ)	29
15	メンクアドフィ筋注	0.5mL1瓶	サノフィ株式会社	4価髄膜炎菌ワクチン(破傷風トキソイド結合体)	新有効成分含有医薬品	20,194円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	－	注631	ワクチン類(髄膜炎菌(血清群A、C、W及びY)による侵襲性髄膜炎菌感染症の予防)	31
16	ベリナート皮下注用2000	2,000国際単位1瓶(溶解液付)	CSLベーリング株式会社	乾燥濃縮人C1-インアクチベーター	新投与経路医薬品	214,788円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	新薬創出等加算	注634	血液製剤類(遺伝性血管性浮腫の急性発作の発症抑制)	33
17	グラアルファ配合点眼液	1mL	興和株式会社	リバスジル塩酸塩水和物・ブリモニジン酒石酸塩	新医療用配合剤	515.00円	新医療用配合剤の特例	－	外131	眼科用剤(次の疾患で、他の緑内障治療薬が効果不十分な場合:緑内障、高眼圧症)	35

	品目数	成分数
内用薬	9	6
注射薬	10	9
外用薬	1	1
計	20	16

令和４年１１月薬価収載予定の新薬のうち
１４日ルールの例外的な取扱いをすることについて（案）

新医薬品は、「新医薬品の処方日数制限の取扱いについて」（平成２２年１０月２７日中医協了承）に基づき、一定の条件を満たした場合に限り、処方日数制限について例外的な取扱いをすることとされており、以下の品目については、その例外的な取扱いを適用してはどうか。

１．「コセルゴカプセル１０ｍｇ及び同カプセル２５ｍｇ」について

別添１のとおり、１４日ルールの制限を延長することができるものの条件を満たすことから、例外的に、「処方日数を１４日ではなく２８日として取り扱うこと」としてはどうか。

疾患の特性や、含有量が１４日分を超える製剤のみが存在しているといった製剤上の特性から、１回の投薬期間が１４日を超えることに合理性があり、かつ、投与初期から１４日を超える投薬における安全性が確認されている新医薬品については、薬価基準収載の翌月から１年間は、処方日数制限を、製剤の用法・用量から得られる最少日数に応じた日数とする。

２．「リバゼブ配合錠ＬＤ、同配合錠ＨＤ」及び「グラアルファ配合点眼液」について

別添２のとおり、１４日ルールの制限を外すものの条件を満たすことから、例外的に、「処方日数制限を設けないこと」としてはどうか。

同様の効能・効果、用法・用量の既収載品の組合せと考えられる新医療用配合剤など、有効成分にかかる効能・効果、用法・用量について、実質的に、既収載品によって１年以上の臨床使用経験があると認められる新医薬品については、新医薬品に係る処方日数制限を設けないこととする。

「コセルゴカプセル 10mg 及び同カプセル 25mg」について

(1) 疾患の特性

- 神経線維腫症 1 型における叢状神経線維腫は、主に学童期から発現が認められ、眼窩、顔面、上肢、下肢、背部等、様々な神経に沿って発生し、発現部位により、外観上の変形、疼痛、運動機能障害、神経機能障害等の臨床症状が生じ、生命維持に重要な器官を圧迫する場合には、生命を脅かす重度の合併症につながる可能性がある。
- 神経線維腫症 1 型における叢状神経線維腫治療の第一選択肢は外科切除であり、外科切除困難な叢状神経線維腫に対して承認された治療薬は本剤のみである。

(2) 製剤上の特性

- 本剤は包装単位が 28 カプセル入りのボトルであり、吸湿性等の製剤の特性上、PTP 等の 1 カプセルごとの包装が技術的に不可能であることから、ボトルのまま患者に渡すこととなるが、用法・用量上、減量が必要となる患者では 14 日間で 1 ボトル使い切ることができない。

(参考)

用法及び用量：

通常、小児にはセルメチニブとして 1 回 25mg/m² (体表面積) を 1 日 2 回空腹時に経口投与するが、患者の状態により適宜減量する。ただし、1 回量は 50mg を上限とする。

(3) 14 日を超える投薬における安全性

- 本剤は神経線維腫症 1 型患者を対象とした国内第 I 相試験において、減量に至った患者を含む全ての患者に対して 14 日間を超える投薬が行われ、当該試験の結果より、安全性は許容可能であるとされていることから、14 日を超える投薬における安全性が確認されているといえる。

(別添2)

令和4年11月薬価収載予定の新薬のうち14日ルールの制限を外すもの(案)

番号	投与経路	配合剤の販売名 (処方日数制限)	配合成分 (一般名)	主な効能・効果	用法・用量	単剤又は配合剤の販売名(承認時期)	単剤又は配合剤の有効成分 (一般名)	単剤又は配合剤の 主な効能・効果	単剤又は配合剤の 主な用法・用量
1	内服	リバゼブ配合錠LD リバゼブ配合錠HD (興和(株))	ピタバスタチンカルシウム水和物	高コレステロール血症、家族性高コレステロール血症	通常、成人には1日1回1錠 (ピタバスタチンカルシウム／エゼチミブとして 2mg/10mg又は4mg/10mg)を 食後に経口投与する。	リバロ錠1mg、同錠2mg (平成15年7月)	ピタバスタチンカルシウム水和物	高コレステロール血症、家族性高コレステロール血症	〈高コレステロール血症〉 通常、成人にはピタバスタチンカルシウムとして1～2mgを1日1回経口投与する。 なお、年齢、症状により適宜増減し、LDL-コレステロール値の低下が不十分な場合には増量できるが、<u>最大投与量は1日4mgまでとする。</u> 〈家族性高コレステロール血症〉 成人：通常、成人にはピタバスタチンカルシウムとして1～2mgを1日1回経口投与する。 なお、年齢、症状により適宜増減し、LDL-コレステロール値の低下が不十分な場合には増量できるが、<u>最大投与量は1日4mgまでとする。</u> 小児：通常、10歳以上の小児にはピタバスタチンカルシウムとして1mgを1日1回経口投与する。 なお、症状により適宜増減し、LDL-コレステロール値の低下が不十分な場合には増量できるが、<u>最大投与量は1日2mgまでとする。</u>
			エゼチミブ					高コレステロール血症、家族性高コレステロール血症、ホモ接合体性シトステロール血症	通常、成人にはエゼチミブとして1回10mgを1日1回食後経口投与する。なお、年齢、症状により適宜減量する。

※いずれも効能・効果に「高コレステロール血症、家族性高コレステロール血症」を含み、「ピタバスタチンカルシウム水和物及びエゼチミブ」の併用療法は、1年以上の臨床使用経験があると認められる。

番号	投与経路	配合剤の販売名 (処方日数制限)	配合成分 (一般名)	主な効能・効果	用法・用量	単剤又は配合剤の販売名(承認時期)	単剤又は配合剤の有効成分 (一般名)	単剤又は配合剤の 主な効能・効果	単剤又は配合剤の 主な用法・用量
2	外用	グラアルファ配合点眼液 (興和(株))	リバスジル塩酸塩水和物	次の疾患で、他の緑内障治療薬が効果不十分な場合： 緑内障、高眼圧症	1回1滴、1日2回点眼する。	グラナテック点眼液0.4% (平成26年9月)	リバスジル塩酸塩水和物	次の疾患で、他の緑内障治療薬が効果不十分又は使用できない場合： 緑内障、高眼圧症	1回1滴、1日2回点眼する。
			ブリモニジン酒石酸塩						

※グラアルファ配合点眼液は、1mL中 リバスジル塩酸塩水和物4.896mg(リバスジルとして4.0mg)、ブリモニジン酒石酸塩1.0mgを含有する。

※いずれも効能・効果に「緑内障、高眼圧症」を含み、「リバスジル塩酸塩水和物及びブリモニジン酒石酸塩」の併用療法は、1年以上の臨床使用経験があると認められる。

新医薬品の処方日数制限の取扱いについて

平成22年10月27日

中 医 協 了 承

- 新医薬品については、薬価基準収載の翌月の初日から1年間は、原則、1回14日分を限度として投与することとされているところである。しかしながら、当該処方日数制限を行うことが不合理と考えられる下記のような場合は例外的な取扱いとする。
- ① 同様の効能・効果、用法・用量の既収載品の組合せと考えられる新医療用配合剤など、有効成分にかかる効能・効果、用法・用量について、実質的に、既収載品によって1年以上の臨床使用経験があると認められる新医薬品については、新医薬品に係る処方日数制限を設けないこととする。
- ② 疾患の特性や、含有量が14日分を超える製剤のみが存在しているといった製剤上の特性から、1回の投薬期間が14日を超えることに合理性があり、かつ、投与初期から14日を超える投薬における安全性が確認されている新医薬品については、薬価基準収載の翌月から1年間は、処方日数制限を、製剤の用法・用量から得られる最少日数に応じた日数とする。
- 例外的な取扱いとする新医薬品は、個別に中医協の確認を得ることとする。